

平成26年3月第28回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成26年3月4日第28回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10 番	渡邊健一
11 番	四宮規彦	12 番	高野進
13 番	熊澤勇	14 番	佐藤アヤ
16 番	鞠子幸則	17 番	佐藤實
18 番	安細隆之		

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人 見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	東 常 太 郎	商工観光課長	
都市建設課長	日 下 初 夫	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課		復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
施設班長	袴 田 英 美	会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子
教育長	岩 城 敏 夫	学務課長	遠 藤 敏 夫
生涯学習課長	熊 澤 一 弘	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
		兼庶務班長	
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） 会議が始まる前に、議員各位、傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は、FMあおぞらから本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、5番佐藤正司議員から早退の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 高野孝一議員、3番 熊田芳子議員を指名いたします。

次に諸般の報告をいたします。説明員の変更通知があります。上下水道課作間課長にかわり上下水道課袴田班長が本日の会議に説明員として出席しますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

17番。佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番、佐藤 實でございます。

私は通告の1問2点を質問いたします。

1問目、海岸周辺開発の進捗状況はと申しまして、防災集団移転跡地利用を初めとして荒浜地区の海岸周辺開発進捗状況について、次の2点をお伺いいたします。

1点目。荒浜地区では市場周辺の競り場と水産センターが9月完成を目指して工事に着手しておりますが、今後周辺整備をどのように進めていくのか。市場から西側の部分について質問をいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

水産センターの東側につきましては、被災された商店の方々を集約した商業施設の整備を進めており、現在、店舗及び事務所の建設のためグループ補助金を申請中であり、また、その北側には復興交付金を活用いたしまして漁具倉庫の建設とその西側については、同じく復興交付金を活用いたし公募により民間団体を選定いたしまして、地元で水揚げされた魚等を加工する水産加工流通施設を整備するための計画をしておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今水産センターの東側についてのいろいろな集約した商業施設とご説明がありました。それでは、水産センターの東側に商業施設、店舗、事務所計画ということですが、計画戸数は幾らぐらいになっておるかお答え願います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 復興庁のほうにただいま交付金のほうで跡地の整備事業というふうなことを申請しておりますけれども、当初計画して出した数は13事業者でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今13商業施設、店舗も含め事務所ということであろうかと思っておりますけれども、ただし、この場所的な問題で言うと東側、一口に言えば東側となりますけれども、いろいろあそこ入り組んでいるわけです。要するに、今水産センターを

基準にしますと東、東西南北というふうな形で南側にすれば競り場をつくっている。それで、今東側と言えばあそこのところ、その次に鳥の海周辺の開発ということでお聞きしますけれども、その前にどの区画ということでそれを言っているのか。その点、場所的な説明はできるでしょうか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 水産センター建設予定地の東側というふうなことなんですけれども、元地の買い取り等できないというふうなところもございますので、それを除きましてただいま計画しております。場所に関しましては昔あった浜寿司さんの東側から新しく避難道路が計画されておりますあそこの一帯というふうなことになっております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 元県道を挟んだ東西というような形で私は理解しますけれども、あの辺周辺であれば昔ののり養殖センター、そういう場所も含めて開発ということがあります。そういうふうには私は解釈します。ただ、あの辺のところは今お答えいただきました北側には商業施設、漁具倉庫とかそういうふうになっておりますけれども、それにあわせてグループ補助を申請中とおっしゃいましたけれども、これは何次の補助で申請者は何件ぐらいあるんですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） お答えします。現在10次の募集に申請しております。事業所数は9事業所になっております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 10次で9事業者ということでもありますけれども、これには被災を受けた方々であれば誰でも申請というか、今からでも参加はできるんですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） グループ補助に関しましては10次のほうの募集、もう終了しておりますので今後は11次の申請を新たにしようになると考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今10次終わって11次でももし補助申請できるんだということでしょうけれども、ただ、事業を進めていく上で今10次、11次とどんどん後に繰り込んで

いくわけです。そうしたときに一括してそういうことは、やるときに募集なりそういうことを事業計画して進めるのが順序というふうに私はとりますけれども、その点はどのように考えておるかお答え願います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 現在グループ補助9事業者が申請しておりますけれども、計画では13というふうな事業所の計画数というふうなことでありまして、今後公募等で対応していきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） いろいろこれからでも参加できるような状況ですね。公募ということでもありますのであれば、ただ、私が懸念するのはいろいろこれから何でも募集、参加できるのももちろんですけれども、計画的なあの場所のよく町長が申されるように現場100回というふうに私も毎日のようにあそこのところに行って、これがどのようになるのか。それを懸念して見ておるわけです。ですから、今このような質問をしているわけでございますけれども、それでは、その他の防集移転取得地の、要するに防集であそこを町で取得するわけです。そうしたときにかなり膨大な土地になるわけです。そうすると余った土地とかそういうものの予定としてはどのように考えているんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、先ほどの担当課長から答弁いたしましたグループ補助、すなわち商店街の活性化のための商店そのものについては第10次で申請中でございますけれども、これらについては商工会が窓口になって商店主に話しかけをしておりますけれども、なかなか商店主が決断がいかないということで、これらについても商工会としても早く判断をしていただきたい。そして国の復興交付金を活用しながら町の活性化を図りたいという考え方を持っておるわけでございます。

そして、この鳥の海周辺の関係の土地利用ということでございますけれども、これについては議員さんもお案内のとおり、荒浜そのものについてはご案内のとおり各省庁にまたがる土地が多いわけでございます。阿武隈川については国土交通省、海岸については水産庁、さらには野球場、運動場、陸上競技場そのものについては国交省、そして鳥の海護岸等の工事については第2種漁港ということで県管理でございますけれども、現在水産庁のほうで行っておるということ。そして、ご案内の

とおり荒浜中学校の東側、これは横山囲い、あの部分については昭和42年、3年ごろの圃場整備ということで優良農地になっておる。さらには、これについては農水省の管轄である。さらにはご案内のとおり災害危険区域内そのものについては元地の買い取りにつきましては予算そのものについては復興庁、管理部門については国土交通省ということで、これらの各省庁との制約がございます。それらの調整に時間がかかっておりますので、今後それらの内容と町の計画等をすり合わせながらできるだけ早くお示しをいたしたいと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 場所的な今後の利活用ということで利用状況をお答えいただきましたけれども、復興そのものを急ぐのももちろんでございますけれども、私の聞きたいというか何を質問したかと申しますと、次の鳥の海温泉周辺ということでもありますから要約してお話ししますと、計画をこういうふうにするんだという図面的なものだけ教えていただければ、我々はこういうふうに進むのか、その進んだ後はここはそうようになっていなかったら我々はそれに対してこれが変更になったのかというようなそういう解釈というか地元の人たち、あるいは来ている人はわからないと思えますけれども、それにあわせていろいろな今後のそういう進め方があるのかというその安心感を持ちたい。そして、一時も早く堤防が今完成間近です、1線堤は。しかし、阿武隈堤防に今町長が申されたように接続部分が国土交通省、農林海岸のために農林省とそういうような接続部分が多々あるので、そういう場所については今後の計画に沿って進んでもらいたい。我々知りたいのはこういうふうになるんだという今後のそういう形を見たいということで質問しているわけでございます。そういうことで、この市場周辺に活用方法はいろいろとあろうでしょうけれども、もしお答えできれば。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 荒浜鳥の海周辺のなりわいとにぎわいのまちづくりそのものについては、先ほど言ったように国土交通省、あるいは農林水産省、水産庁、さらには各事業関係がございますけれども、お示しするまだ段階までに各省庁間との調整、そしてその調整そのものについてもいろいろと制約があるということで、現在鋭意設計業者のほうと町の企画調整会議のほうで進めておるところでございます。そういう中で、先ほど若干漁具倉庫について申し上げましたけれども、これについては3

棟を建設いたしたいと思っております。1棟については331平方メートル、約100坪、これを3棟建設するというので、これについては約2億6,000万円ほどの事業費がかかるようでございます。そのほかに、先ほど若干触れましたけれども、水産加工の流通施設事業費ということで、これについては現在いろいろと調整を行っておりますけれども、これらの内容について具体化されましたら議員の方々にもご説明を申し上げたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今の漁具倉庫についてもしかりでございますが、今まであったところをまた復活させて漁業者の支援ということで進めていっておるものと解釈させていただきたいと思っております。それにつけても、あの鳥の海周辺が一番の基準になり、そして鳥の海温泉というふうな今なりわいとにぎわいのまちづくりに進めていく。またそういうふうな発表する時期ではない、これはあくまでも国の施策の予算づけが確定していないということであろうかと思っておりますので、その点も理解しながら次の質問に入りたいと思っております。

2点目として、鳥の海温泉周辺の整備計画について昨年の9月定例会までに議会に報告するということになっておりましたが、諸般の事情で12月定例会までずれ込むことにまでは我々は承知しておりましたが、いまだに報告がない。いつごろになるのか。これは鳥の海温泉周辺のお答えを願いたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 荒浜地区の災害区域内の土地利用計画については、今お話しのとおり平成25年4月から関係部署との協議を行っておるところでございます。年度内の計画策定を目標に作業を進めておりましたが、その中で年内に議会、そして住民の皆様へ素案を示し、ご意見を伺い、計画に反映させるべく作業をしておりましたが、危険区域内での復旧復興事業等において、先ほども若干触れましたけれども、国の各省庁間の協議、あるいは計画素案の変更、そして財源の確保等に時間を要しておるということで、計画策定がおくれている現状でございます。今後とも国との各省庁間並びに町の庁内での調整を行いながら、できるだけ早く計画案を報告し議会、そして住民とのコンセンサスを得てまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 2点目、要するに鳥の海周辺というのはあくまでも今先ほど1点目でお尋ねした水産センターの周辺と2つに分けて質問しておりますけれども、本来なら一括して1つで質問すればいいんでしょうけれども、細部にわたっていろいろなことをお聞きして住民の人、そして町民の人たちに知らしめる我々も義務があるわけでございます。そういう観点から執行部にお尋ねをしておるわけでございますが、その点について、先ほど述べたように12月の定例会、24年の去年、おとしになります。そのときに補正を組んで予算化したわけでございます。そのときにこれはゾーニングするための補正だ、そしてコンサルタント料として予算を組んだ。そのコンサルタントに委託して計画して、その計画図面が結局さっきも触れたように我々に示していただいて、ただそれには今町長が申されたように各省庁のそういう予算枠を獲得しないうちにそういうのは発表できない。それまではわかりますけれども、しかし、何度も申すようになりますけれども、こういうような計画したいんだとそういうものまではある程度図示してもいいのかなど。それで、そこに恐らく省庁の予算がつかなければできないはずですから、それができなければ何も執行部の責任ではなく、一応こういう計画を予定したけれども、それが予算がとれないためにこういうふうになったという形でも我々は納得できるものとそういうふうに思っておるわけでございます。その点について、この話を聞くと25年4月には各部署で承認をしたが、ということになっていきますけれども、それは協議する段階ではコンサルタントのそういう図面はできていたのかというふうに考えられますけれども、その点はどうなんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらの大きな鳥の海周辺の、先ほど言っているなりわいとにぎわい、震災前以前よりもよりよいまちづくりということでいろいろ検討しておるわけでございます。そういう中で、一応素案云々はありますけれども、それを議会のほうに示してひとり歩きして町民の方々にこのような計画になる、それが果たして各省庁間の調整、財源の問題、それらを十分精査して最終的な素案が出た段階で議会にお示しをいたしたいと思っております。そうでないと、素案の素案、たたき台をそのままやることによってそれを混乱させてもいかなものかと思っておるところでございますけれども、こういう計画そのものについてはある程度固まった段階で議会にお示しをし、それに基づきまして住民との説明会を行いたいということで、

慎重にも慎重を重ね石橋をたたきながらこの計画をつくってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 町長の申されることは重々承知しておりますけれども、しかし、このものづくりの原点というのはそういうものを見せて、そして説明をして、説明を受けた人たちがこれはいいねとか何とかと判断しながら内部だけの調整を進めるのももちろんですけれども、外部との相談も含めた図面の説明、そしてその説明会をするにおいて地権者とかあるいはゾーニングするためのそういう用地の、公共用地であればいいんですけれども、若干そういう防災集団移転で取得した土地もあろうかと思えます。それもその中に入るのではないかと私は推測しますけれども、そういうところでいろいろと内容的なものは説明するとき、概略な図面、こういうふうにしたいから譲ってくださいとかというその話はしているんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、今回の震災そのものについては亙理町におきましては荒浜地区と吉田東部地区、海岸地帯が一切震災に遭われたわけでございます。これについては、ご案内のとおり荒浜と吉田東部には鳥の海湾内があるということ。さらにはご案内のとおりほかの市町村の海岸ですと国土交通省管轄の建設海岸なんですけれども、なぜか亙理町の場合においては鳥の海湾内を挟んで、特に阿武隈川については国土交通省、そしてこの鳥の海の東側については漁港海岸ということで水産庁、さらには吉田のほうに行きますと農地海岸ということで農地海岸そのものの土地の所有者が海岸通り、太平洋側が県有地、そして西側が町有地、そして一番西側が国有地という形の変形的な管理のもとにこの亙理の海岸通りがそういう位置づけになっておるということで、これらの整備そのものについても他市町村では国土交通省1本で協議すればできますけれども、ここの場合については今言った各省庁との兼ね合いもある。さらには農地海岸、そして優良圃場整備やった土地もあるということ、これらの調整、本来ですと復旧復興のためには1本で国の復興庁でさっと事業を決定してもらえばいいんですけれども、国を批判するのはいかがかと思えますけれども、縦割り行政にあるということが復興に若干おくれおるということ。そして財源の確保についても各省庁と同時に復興庁の予算を使う、それらがあるものですから、これらについても今県並びに復興庁、各省庁とも調整を行いなが

ら、そしてコンサルタントにもいろいろとこの計画等についての内容をお示しを受けておりますけれども、それらの内容について各省庁に行くとはこれはこうだといろいろずれかえといろいろ変更になる場合があるということで、おおむね決定の運びになりましたらお示しできるのかと思っておりますので、もう少し時間をおかりいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） いろいろ報道機関から何から集約して町長の、あるいは執行部の働きは十二分に私も認めております。各省庁でそういう交渉についても亘理町は首長さんのお答えでは大体90%以上の恩恵を受けたというふうにこの前の新聞にも載っていましたが、そういうことで亘理町はいろいろそういうもので執行部は頑張っているということはわかります。しかし、こういう取得地とかそういうものに対して今後の活用法は大体今聞いてわかっているんですけども、今鳥の海温泉の北側に小高い丘をつくって盛り土、ごみ焼却した場所で上がった土とかそういう土壌、余ったものをこちらに運んでそれを積み重ねて、そして100年の丘、千年の丘というような構想があって、それに使うんだとなっておりますけれども、その盛り土した土の上に箱型のそばにいつ見ればコンクリート製品とか何製品とかというものがわかりますけれども、外から見れば何か焼却場から運んできたものがあそこに重なっているんだとそういうような話があります。それで、それをあの辺に見にきた、あるいは地元の人たちなどは何でごみ焼却場から持ってきたものをあそこに重ねているというのがあくまでも何かいい言葉で言って解釈してもらえればいいけれども、若干何か変な物質が入っているものをあそこに重ねているのではないかどうかとそういうような話もちろちらと聞こえます。ですから、先ほど言ったように風評被害とかそういうものでかなりダメージを受けております。この地内でも放射性物質とか何とかかんとかというふうで漁業者もかなり打撃を受けました。そういう観点から、ああいうものも前に言ったようにこの終了した土はほかから持ってきていますけれども、これはあくまでも仮の置き場ですというような表示をしてあります。それもこういうものだという表示のする方法というか、何をあそこに重ねているのか。その点をお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。あの場所につきましては、人工丘という

ことでT P 10メートル、南北に800メートル、底辺で大体四、五十メートルとこのようにございまして、それで、財源につきましてはこれは復興交付金の対象にはならないということでございまして、なるべく経費をかけないようにということがございまして、第2次処理場の大林組でつくっていただいたアップサイクルブロックということでございまして、中身につきましては、がれき残渣を入れて1メートル掛ける1メートル掛ける1メートル、1メートル四方とこのようなことございまして、個数としましては1万8,000個を2次処理場からもとの野球場周辺、そちらのほうに持ってきてその上に今仮置き場してございまして再生土砂を積み上げて、最終的にはT P 10メートルとこのような計画をしているところでございまして、それで、この表示につきましても何だかわからないというようなことございまして、何かわかるような仮置き場してありますというような表示もしてありますので、そのような方法をとりたい、このように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） そういう説明を受ければ初めて私も納得して、聞かればそういうお答えをしたいと思っております。そういういろいろな今聞いてわかったことをこれからもそういうような疑問点があればどんどんお尋ねしたいと思っておりますが、しかし、最後のほうになりますけれども、この運動場とか公共用地の場合のそういうゾーニング方法がありますけれども、もしその予定地の場合、民有地であって協力もらえない人は何か話に聞くところによりますと、強制はできない。強制できないということは売らないと言われればそのところは空白地になって公共、そういうようなゾーニングする用地計画が頓挫する可能性もあるんですけれども、その点についてはどのように今後考えているのか。そこは空き地にするのか、民有地にするのか、公有地に買い取りするのか、その点お尋ねします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。確かにそういうことが心配されます。幾ら図面で陸上競技場はここです、野球場はここです、災害復旧でこちらのほうに持っていきます。しかしながら、民有地が当然でございます。その方について今のところは考えていませんということに言われれば、確かに難しいことございまして。しかしながら、復興計画に基づいて危険区域の跡地利用はこういうふうにしますとそのような図面を書いて、皆さんにお示しをして、了解をいただければ、今度はその

方個人個人に対しましてお願いに行くということに尽きるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） ある場所についてはいろいろ頑強にいまだにまとまっていない土地も、用地もあるように聞いておりますけれども、そういうことにならないためにもひとつ方法としてはかなり防災集団移転跡地の町取得場所があります。そういうところに逆に集約するという、こういう用地何とかかんとかという法律あるんだけれども、それは使うことはできないんですか。用地を1カ所にまとめて、この人がここにある土地があるけれども、何とかこちらのほうに北のほうに寄ってくださいとか、そしてそういう人たちを1カ所にまとめる手段、要するにあそこは防集地域ですから民間の家は建てられないわけです。そうした場合、そういう方々は商店にするのかただ将来高くなれば売るんだとかというそういう形でとっているのかそれはわからないですけれども、個人ですから。そういうことをこの辺にまとめて皆さんと一緒にやるというそういうやり方というのはないんですか。考えられないんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在、災害危険区域内の元地につきましては、防災集団移転事業の中で国の予算を使って買収を行っております。事業の進め方等につきましては、当然国が定める要綱に従ってやっているわけでございます。元地の買い取りにご協力をいただけない方については、強制的には買い取りはできないものと考えてございます。町といたしましては、今議員がおっしゃったように、そういった土地が点在するのではその後の跡地利用の計画に影響を及ぼすということになるかと思っておりますので、早目に計画等をお示ししながらそういった地権者の方々に粘り強くご説明をしてご協力をいただく。場合によっては土地の交換といったことも検討しながら、そういった土地の集約に向けて国のほうと協議をしながら進めていくほかないのではないかと考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） そういうことを含めながら、早目にそういう用地取得、そして用地対策課のほうからいろいろこういう図示をしてそのたびにこういうふうに進捗していますという話を聞いています。そういうところを見れば確かに用地がこの辺に固

まってもいいような場所を、今課長が言われたように少しでも多くの協力を得ながら、そして民有地と公有地も余り競合しないような形で進めていって、早くこの用地の取得、そしてまちづくりに進めていっていただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

次に、2番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。私は3つについて一般質問を行います。

まず1つ目は、学童保育の充実であります。2つ目は、被災者の住まいの確保であります。3番目は被災者の医療費一部負担金、介護利用料の免除の再開であります。

順次質問をいたしますので、答弁よろしくお願ひいたします。

まず1つ目、学童保育の充実についてであります。学童保育の充実のために次のことを条例化してはどうかであります。

①指導員。児童20人までは3人以上、21人から30人までは4人以上の指導員を置く。指導員資格は当面保育士の資格を有するものとする。

②施設。児童1人当たり1.9平方メートル以上の生活室を確保する。8平方メートル以上の静養室を設ける。

③運営。集団の規模は30人までとする。放課後、土曜、長期休暇など年間通じて開設、放課後は午後7時まで学校休業日は午前8時前後から開始する。こういう点を条例化してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。まず1番から3番までは関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

初めに、本町の学童保育を実施する放課後児童クラブは各小学校単位に6カ所設置しておるところであり、保護者が就労等により昼間家庭にいない原則小学校1年生から3年生までの児童等の保育を行い、児童の健全な育成に努めておるところであります。さて、本町の放課後児童クラブは国が平成19年に策定した放課後児童クラブガイドラインに基づきまして、また地域の実情に応じながら運営しております。この基準では、職員については放課後児童指導員を配置することとされているのみ

で、その人数に関しましては特に定めがなく、集団の規模についてはおおむね40人程度が望ましく、最大で70人までとすることとされております。また、施設基準では静養スペースを確保するとともに子供が生活するスペースを児童1人当たり1.65平方メートル以上確保することが望ましいとされております。

ご提案の基準につきましては、現行より厳しいものとなっておりますが、指導員に保育士資格者を充てる点につきましては全国的に保育士の職員が不足で深刻化している中、本町においても例外ではないと思っております。ご提案の指導員の配置人数や保育士の資格を有するものを全て配置することは現時点では困難な状況にあり、施設や運営につきましても特に需要の高い亘理地区、そして逢隈の児童クラブなどは入会待機となる児童の発生なども懸念されます。また、平成27年度に施行されます子ども・子育て支援法において放課後児童クラブの設備や運営について国が省令において従うべき基準と参酌すべき基準を定め、市町村が条例を制定することとされておりますが、本町においては今年4月に設置を予定しております亘理町子ども・子育て支援審議会において、現在分析中の子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の結果、さらには国の放課後児童クラブの基準に関する専門委員会が昨年12月にまとめた報告書等を踏まえながら施設運営基準等においても審議を行い、保育の質・量ともに充実できる体制の整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今町長も言われましたけれども、厚生労働省が専門委員会を設置して昨年の12月に図書指導員であれば配置は有資格者で2名以上、施設であれば児童1人当たり今言われたとおりおおむね1.65平方メートル、静養室を設ける。運営については集団の規模はおおむね40人までというふうになっております。これが専門委員会の報告の主な内容であります。学童保育の場合は保育所と違ってガイドラインはありますけれども、法的な根拠はないわけでありまして。2015年の子ども・子育て支援制度が新たに始まりますけれども、それに向けて学童保育についても法的な根拠を持つような仕組みをつくる必要があるということで、今厚生労働省で専門委員会の報告書も受けながら省令を作成中、まだ省令はできていない状況でありますけれども、省令を作成してそれに基づいて市町村では6月議会及び9月議会あたりに学童保育についての先ほど言いました指導員とか施設とか運営について条例化す

るという運びになっております。

それでお伺いしますけれども、この条例化をする場合に現場の指導員の先生方の話を聞くと同時に子供を預かっている保護者の方々の意見も十分聞き、そして子ども・子育て審議会で十分審議をする必要があると思いますけれども、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 施設の職員につきましては、施設長会議等も行っておりますので、その中で十分意見を伺って進めたいと思いますし、あと保護者の関係につきましては審議会の中にも保護者もいらっしゃいますので、その辺十分ご意見をいただきながら基準を定めていきたいと思っております。いろいろと従う基準、参酌すべき基準で専門委員会の報告は出ておりますけれども、厚生労働省の省令につきましては3月ごろに示されるという内容でございますので、それを踏まえて進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。被災者の住まいの確保について3点お伺いいたします。

まず（1）として、仮設住宅の集約の際に仮設住宅から仮設住宅への引っ越し費用を全額助成してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 災害公営住宅の整備や防災集団移転促進事業、さらには津波被災住宅再建支援補助金を活用し、住宅再建の動きが本格化しておるところであり、仮設住宅入居者の退去がふえ相対的に住民が減っていく団地については集約化が避けられないと考えております。集約につきましては、応急仮設住宅5団地の空き状況を見据えながら検討しなければならないと思っております。

ご質問の仮設住宅から仮設住宅への転居、すなわち引っ越し費用は現行の法制度では想定されていないため、各自治体での対応が基本となっており、住民の自己都合ではないため公的な負担も考えていかなければならないと思っておりますが、これらについては被災された各市町等の動向も見きわめながら検討してまいりたいと思っております。なお、これらの被災市町村との連携をとりながら、国県に対しまして要望活動をしてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅の集約のために引っ越し費用の助成に関連して、最新の数字でよろしいので当時の建設戸数及び入居者戸数、応援職員の戸数、そして最終の空き戸数、全体でどのようになっておりますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、震災直後から生活再建のためには住宅が必要であるということで亙理町におきましては5団地に整備をさせていただいたわけがございます。おかげさまで、町の公共ゾーン、あるいは中央工業団地、そして館南の土地、公民館向かい旧館、そして県の用地、さらには吉田の宮前野球場を使つての整備をさせていただいたわけで、おかげさまで公共用地が多かつたということから、7月中旬までには全戸数が入居できたということがございます。

そういう中で、現在入居しておる戸数が796戸になっております。これは2月14日ということがございます。今議員さん言ったのは現在の入居状況……。

担当のほうから説明申し上げます。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） それでは、お答えいたします。建設戸数につきましては1,126戸でございました。それで、その年の一番マックスで入居された数が1,100戸でございました。一番新しい入居状況でございますが、2月28日現在でございます。793戸でございます。それから応援派遣職員の入居につきましては11戸、空き部屋につきましては322戸でございます。ちなみに、入居人数につきましては現在2,001となっております。比較しますとまだ7割の方が入居しているということになってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど町長は隣接というか被災している市町村との連携も考える必要があると、これは当然であります。石巻の亀山市長が仮設集約で仮設から仮設に引っ越し場合は引っ越し費用の全額を助成しますということで記者会見をしております。また、12月の県議会の国に対する意見書として仮設住宅から移転する際の費用に関する制度を求める意見書を国に出しております。その中で自己都合によらない場合は制度上国の制度として引っ越し費用を移転費用を出るように国に求めております。仮設住宅の集約は自己都合でございませぬので、国が制度化をするのが本

来の筋でありますけれども、それがなくても自治体として岩沼、山元、名取の自治体の動向も考慮しながら全額助成する必要があるというふうに思いますけれども、再度答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話しのとおり、県議会におきましても国に対しましての意見書の提出を行っております。そして、ただいま石巻の亀山市長さんのコメントも私も十分承知しております。そういうことから、名取、岩沼、山元、連携をとりながら前向きに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。災害公営住宅の敷金について全額免除してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 災害公営住宅の敷金につきましては、全額免除してはどうかの御質問でございますけれども、災害公営住宅の敷金につきましては公営住宅法第18条及び亘理町の町営住宅条例第17条の規定によりまして家賃の3カ月分を納めていただき退去、要するに住宅から出る場合、退去の際には全額お返しすることになっております。町の収入としておるわけではなく、歳計外現金ということで預り金として保管をしておるところでございます。保証金という性格も有していることから、民間の賃貸住宅でも敷金を徴収しているのが一般的のようでございます。現在、既存の町営住宅では条例の規定によりまして3カ月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収しておりますが、退去の際に万が一家賃の滞納等があればこの敷金を充当させていただくことになっており、また退去者がこの敷金を利用して畳の表替え、ふすまの張りかえ等の修繕の費用に充てることもできるわけでございます。今回、災害公営住宅の敷金は入居者が被災者であり、仮設住宅等からの入居を促進するため家賃1カ月分に相当する金額に減額することとしたもので、3カ月を1カ月にするところでございます。なお、敷金を全額免除となりますと入居者から見れば入居時はよいかもしれませんが、退去時にはかなりの負担が発生することが憂慮されます。負担というのは畳の表がえ、あるいは先ほど言ったふすまの張りかえということが出てきますので、必ずしもよい結果となるわけではございませんということでございます。したがって入居者の退去時のことも考慮いたしまして全額免除ではな

く、先ほど申し上げたとおり、家賃1カ月分に減額して対応しているところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 町長が言われましたけれども、公営住宅法の18条には事業主体というのは町など自治体が公営住宅の入居者から3カ月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収することができるとなっております。徴収することができるという記載なので、徴収しなくてもいいというふうにも解釈できます。これに基づいて亶理町では先ほど言われましたけれども町営住宅条例の17条で規定されております。

それでお伺いしますけれども、県内の自治体で敷金を全額免除している自治体はあるのか。また、亶理町と同じように3カ月ではなく1カ月相当分の家賃を敷金としている自治体はあるのか。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。県のほうに問い合わせた結果でございます。1月1日現在ということでございます。21市町村がございまして、それで、全額を免除するというのが4市町村ございまして、それで、3カ月を1カ月にする、本町みたいなどころ、それが2市町村、山元町と亶理町でございます。あと、3月分、これは減免した後の3カ月ということでございます。これが1つ。あと検討中が2市町村です。それで減免しない、これは法令どおり条例どおり、これが12という町村でございまして、合計で21市町村とこのような内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 全額減免している自治体が4自治体とお話しされましたけれども、名前、具体的にわかりますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 市町村ですけれども、石巻市、名取市、東松島市、気仙沼市の4市町でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 大部分の自治体は通常どおりっていうんですか、通常どおり3カ月分の家賃を敷金にしているというのが大部分の自治体であります。その中で亶理町が1カ月の家賃で軽減しているというのは、これは被災者にとって助かることであ

ります。同時に、石巻の担当者は入居者の生活再建のために免除は必要だというふうに話されておりますし、名取の担当者も入居者の経済的な負担を軽減するために敷金を免除するという話をしております。同時に、3カ月徴収している自治体は家賃を払わないようになることを防ぐための担保にしているという見方はいろいろあるんです。いろいろありますけれども、先ほど町長も言われましたけれども、仮設住宅に入るのとあと出るのと考えるとどちらがいいのかというのもそれも判断の基準だと思いますけれども、いずれにしても被災者の負担を軽減するために全額免除する必要があると思いますけれども、もう1回答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 被災された方々に対しては本当に心からお見舞いを申し上げるところでございますけれども、公営住宅そのものの建設そのものについては町のほう、国の補助金をもらいながらやっておる。そして、住宅の管理そのものについては町の管理になる。それがこの亙理町におきましては4団地に建設するわけでございますけれども、全部入居すればいいんですけれども空き家も出る可能性もあるということ。そして、財政的な負担も伴うということから、そして先ほど申し上げたとおり、退去する場合については畳の表がえを必ずしてもらおうという形になるわけです。要するに入れかえになった場合は、そういうことから家賃1カ月分での修繕では絶対に間に合わないと思います。退去の際には応分な負担を伴うということから、最低限1カ月の、ほかの公営住宅との公平というかバランスを考えながら2カ月を減じて1カ月にしたわけでございます。これについては被災者の方々も入居料のその後の料金体系もこれからなるわけでございますけれども、ほかの住宅より少ない額で入居できるものと思っておりますので、それらを考慮いたしますと最低限1カ月の敷金を徴収いたしたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目に移ります。防災集団移転促進事業の移転先の土地の借地料について、10年間全額減免してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。防災集団移転促進事業で整備する移転先団地の土地につきましては、移転者のご希望により借地か分譲かを選択できることとなっております。借地料の金額につきましては、各自治体において条例や規則等により

それぞれ定めることとされており、本町におきましては他の市町村の動向を調査した上で、固定資産税と都市計画税を合わせた額相当のご負担をいただくことと決定いたしております。

防災集団移転促進事業により集団移転し、土地の分譲を選定された方々または当該事業は使わずに自立再建の道を選んだ被災者の方々はそれぞれ取得した土地について固定資産税等として納税していただくこととなります。町といたしましては、借地を希望される世帯に対しても借地料を徴収することで、その公平性が保たれるものと判断したものであり、借地料の全額免除は考えておらないところであります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 借地料について、固定資産税と都市計画税合わせて借地料になる。パーセントでいけば幾らですか、両方合わせて。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在、進めております借地料の金額でございますが、固定資産税評価額に0.016、1.6%を掛け合わせた金額で進めてございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 若干関連しますけれども、例えば防災集団移転促進事業で危険区域内に住んでいた方が住宅ローンを組むというときに、土地については利子補給ということで264万円の限度額で利子補給について助成をするというふうになっていると思いますけれども、それでよろしいですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 被災された方が再建される場合に、今言った土地を取得または造成した場合について264万円の利子の補助をいたすことになっております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亘理町の場合、危険区域内の方で住宅ローン組んでいる、金額はいろいろありますけれども、住宅ローン組んでいる方もまた住宅ローン組まないで自己資金を使う方も助成をするとなっておりますし、危険区域外の方も住宅を再建する場合及び修繕、大規模及び半壊の修繕するときにも一定の限度額を設けて助成するというふうになっております。最近いろいろ自治体、仮設住宅から災害公営住宅

及び防災集団移転促進事業に参加する方が出始めて、新たな助成制度をつくっているところもあります。例えば多賀城市は全壊及び見なし全壊、見なし全壊というのは大規模及び半壊で家を解体した方を見なし全壊と言っておりますけれども、その方々が災害公営住宅に移った場合、1人当たり30万円、1人ふえるごとに5万円追加して限度額が50万円の助成制度をつくるというふうになっております。使い道は引っ越し費用でもいいし敷金に使ってもいいし備品を購入してもいいというこういう仕組みになっておりますけれども、現時点で亘理町での助成制度、名称いろいろありますけれども、新たに助成制度をその上で今の制度を踏まえて新たに助成制度つくる考えはありますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 各種の補助、利子補給、そのものについては現時点では今後新たな制度は考えておらないということでご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目に移ります。被災者の医療費一部負担金及び介護保険利用料の免除の再開について3点お伺いいたします。

まず1点目、国民健康保険医療費一部負担金の免除を再開してはどうかであります。また、再開する場合、対象者はどうなるのか答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 東日本大震災で被災した国民健康保険被保険者の一部負担金の免除につきましては、平成24年度で国県の財政支援がなくなったことから平成25年3月31日をもって終了しておるところでございます。国におきましては、平成25年度から27年度までの3年間について東日本大震災により医療費が増加し、国保財政が逼迫している保険者を支援することを目的に財政支援を実施するとのことであります。

その内容は、震災前の医療費と比較して当該年度の医療費の増加割合に応じ財政支援を拡大するものであります。しかしながら、震災で被災した被保険者の方々におかれましては、いまだ生活面及び健康面において不安が払拭されていない状況にあることから、今回もこの財政支援を財源として平成26年4月から一部負担の免除再開に向け現在準備作業を進めておるところであります。ただ、国からの財政支援は被災被保険者全員の一部負担をカバーできるだけの金額ではないということから、対象者を限定し、実施したいと考えております。対象者については県内で格差が生

じないような形で実施できるよう、現在各市町村の状況を確認しながら準備を進めており、対象範囲につきましては町民税非課税世帯で住宅の被災程度が大規模半壊または全壊等となる予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 国民健康保険の医療費の一部負担金について、たまたま3月2日の河北新報の持論に宮城県の保険医協会、保険医協会というのは開業医の先生方がつくっている保険医協会の副会長の井上博之さん、松島の方で歯科医師の方が文章を載せていて、宮城県の保険医協会では被災者の生活実態や受診の動向を探るために仮設住宅に入居している方について5月から6月にかけてアンケート調査を行ったということで、その結果として医療費の一部負担金が免除が中止されて以降も変わらず受診をしている方が全体の57%にとどまっているということで、受診回数や診療等を減らしたケースやまた受診を中止したという方が10%に上っているというふうになっております。

岩手県は医療費の免除措置を医療費一部負担金の免除措置を継続しておりますけれども、岩手県の保険医協会も同じく8月から9月にアンケート調査を行った結果、負担が発生して、今までどおりに通院できないという方が多かったということであり、一部の宮城県の保険医協会がアンケートを実施した返信用のはがきには震災で右の肩を骨折しまだ完治していない。職も見つからない。こういう中で医療費の一部負担金を免除してほしいという声が寄せられているわけです。毎日の暮らしを支えるためにも大変だ。幾らでもいいから一部負担金を免除してほしいという声が寄せられております。

それでお伺いしますけれども、今住民税非課税世帯でかつ大規模半壊以上の方を対象にするというふうに言われましたけれども、半壊以上の方が対象だった2012年と比べて対象者はどうなりますか。どのくらい減りますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、お答えいたします。平成24年度の実績でございますが、半壊以上ということで対象者は3,273名でございます。今回非課税世帯で大規模半壊以上という形と今考えられておりますのが生計維持者の死亡・行方不明者も含めるということで考えておりますが、そうしますと約1,100名ということで3分の1程度になるかと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 生計維持者が死亡し、また行方不明の方も含めるというふうに答弁されました。半壊で住宅を解体した人はどうなんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 見なし全壊という形になりますので、その方も対象とする形で今進めております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） たまたまきょうの河北新報に女川町で医療費の国民健康保険の医療費の免除措置を4月から再開するという記事が載っておりました。その中の対象者、亘理町と同じで住民税非課税かつ大規模半壊以上及び生計維持者が死亡または行方不明の方となっております。後でも言いますけれども、県の市長会はよく見ますと生計維持者が死亡または行方不明の方は入っていないんです。住民税非課税で半壊で解体しても対象になるというのがこれは私は初めて聞いたんです。大部分は大規模半壊以上というふうになっておりますので、ある意味ではほかの市町村よりも絞り込みを緩やかにしたのかと思っておりますけれども、そこでお伺いします。

山元町とか岩沼市も同じような考えで対象者を助成する仕組みになっているんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 今現在のこの緩やかになった要因でございますが、後期高齢者医療、後ほどの質問にもございますが、そのところについては県内1本で運営しているわけございまして、その中の協議の中で広域連合そのものでは3月20日に決定するというふうでございますが、この緩やかな条件を示してきたということがございまして、国保並びに後期高齢者の方も同一世帯におられるという方もおられると思いますので、できれば後期高齢者医療の取り組みのほうに追随したほうがいいのかということで緩やかな基準を求めています、その基準については各市町の判断ですということになっておりますので、岩沼、山元さんにも一応お聞きしながらは進めておりますが、それぞれ保険者の立場での決定をなさるものと思っておりますので、ここではその意見は控えさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。後期高齢者医療費一部負担金の免除を再開してはどうか、また免除再開する場合、対象者はどうなるのか。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 後期高齢者医療の一部負担金の免除につきましても、被災した被保険者の生活の状況を考慮し、国民健康保険との均衡を図るため国民健康保険同様免除の対象範囲を限定した形で平成26年4月から免除を再開するよう、宮城県後期高齢者医療広域連合において準備作業が進められておるところでございます。免除額の財源については8割以内の財政支援を受けられますので、残りは町の負担となっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 後期高齢者医療広域連合そのものは基金とか財政持っていませんので、基本的には持っていませんので各自治体の負担にせざるを得ないという状況になります。後期高齢者医療の議会としては2月5日の第1回の定例会に国に対して100%の財政支援を行うように意見書を採択しておりますし、後で言いますけれども県市長会、県町村会とともに仙台市議会議長の野田 譲議長さんが要望書を県に対して提出し、県として財政支援を行ってほしいということを要望しております。

お伺いしますけれども、国保と同じなんですけれども、対象者は2012年と比べてどうなりますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 平成24年度でございますが、半壊以上の方、生計維持者の死亡・行方不明で1,659人の方に免除をしております。平成26年度でございますが、大規模半壊以上で非課税世帯並びに生計維持者の死亡・行方不明の方を対象といたしますと約230名ほどを予定しているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後に、介護保険利用料の一部負担金の免除を再開してはどうかであります。再開する場合、対象者はどうなるのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 介護保険利用料の免除の再開につきましても、震災後県平均より介護給付費の伸びが上回っていることや、隣接市町の動向も考慮し、医療保険制度と

の均衡と被災者の負担の軽減を図るため平成26年4月から介護保険利用料免除を再開したいと考えております。町としての負担は利用料免除額の12.5%の額と1号被保険者負担分における特別調整交付金分を除く残額となります。対象者につきましては、医療保険制度及び近隣市町と足並みをそろえたいと考えており、これについても町民税非課税世帯で大規模半壊または全壊等を予定しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 答弁ありましたけれども、介護保険についても対象を絞り込んで再開するというふうに述べられましたけれども、そこでお伺いしますけれども、対象者を絞りながら4月から助成すると町の負担、一般会計から幾ら、介護保険会計から幾ら負担になるのか。また、対象者は何人になるのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず対象者の関係でございますが、平成24年度の対象者数が633名でございました。今回の予定しています大規模半壊以上での非課税世帯、それから生計維持者の死亡・行方不明者ということで145人ほど見込んでおります。それで、町負担の相当額でございますが、先ほど答弁の中で申し上げましたように、給付の負担の割合、大きく言って国町県とか2号被保険者、1号被保険者で負担しているわけでございますが、一般会計のほうから、最終的に一般会計のほうで全部持つようになるものでございますけれども、12.5%まず町の負担分として約292万円ぐらい支出がふえます。それから介護保険のほうの1号被保険者分で特別調整交付金のほうで本来21%免除額の負担をすべき1号被保険者分の負担額の80%が来ますので、残り20%が負担することになりますので100万円、合わせまして390万円ほど町の負担がふえるということでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後になりますけれども、医療費の一部負担金についてはさまざまな経過がありました。2012年9月までは国が全額100%負担して医療費の免除を行っておりました。2012年10月から2013年3月までは通常の災害メニューにのっとり国が8割負担し、残りを基本的には国民健康保険については県が2割負担した。後期高齢者については2割を各自治体の被害状況に応じて負担したというふうな格好になっております。しかし、2013年4月以降は県が財政難を理由に打ち切った。

この時点では岩手県も福島県もそれぞれ制度いろいろありますけれども、免除措置を継続したというふうになっています。2013年度は、例えば長町のあすと長町の仮設住宅の方々とか県内の自治会、ある仮設住宅の方々が自治会と連名で県に対して財政支援を行う、行ってほしいということが何回も要請してまいりました。その結果として昨年の12月27日に安倍晋三首相が宮城県に視察した際に先ほど説明ありましたけれども、国民健康保険については被災地の医療費がふえたことに伴う財政支援を行いましょうというふうな決断をされました。それを受けて1月8日に県がこの国の方針を踏まえて何としても国民健康保険については自治体で財政支援を被災者に対する財政支援をしてほしいという県の意向が明らかになりました。1月29日には県市長会奥山恵美子市長が市長会の会長であります。また広域連合のほうの会長でもあります。また町村会会長鈴木利府町長が県に対しての財政支援を行うというふうになってきました。そして県の市長会の奥山恵美子市長も当初はなかなか渋っていましたが、免除再開をするというふうになっております。これを見ますと被災者の皆さんが自治会を中心に運動したことが県を動かし自治体を動かし国を動かしたというふうになっております。今後とも被災者の皆さんと寄り添って頑張っていきたいと思っております。以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、鞠子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は11時40分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番の小野一雄であります。私は2点について一般質問を行います。

1点目は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業、圃場整備の促進。それから教育文化交流のまちづくりの体育館事業促進について質問いたします。お昼も間近でありますので、簡潔に質問したいと思いますので、当局側も十分その点を配慮しながら簡潔なる答弁をお願いしたいと思います。

まず第1点であります。農山漁村地域復興基盤総合整備事業の促進についてでありますけれども、1番目としてこの圃場整備事業については24年度から進行して

おるわけでありますけれども、地域の中になかなかずれがある。当初計画からおくれている地域があるというふうに見受けられます。そのおくれの原因と、それらの対策についてどのように取り組んできたのかお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。圃場整備事業につきましては、当初計画から平成25年度に工事着手する地域と、平成26年度からの工事着手する地域に分けて事業を推進してまいったところであり、平成25年度に工事着手している地域については現在のところ大幅なおくれは生じておりませんが、基盤の切り盛りなどの細部調整やほかの復興事業との調整などで工事進捗に若干の影響が生じておりますが、これに関しましては事業主体が宮城県で行っておりますので、これらについて適切な人員の配置や資材調達、そしてまた適切な工程管理を実施してもらうように働きかけております。

これらについても予定どおりに工事完成するように努めてまいりたいと思っております。また、平成26年度からの工事着手する地域についても細部の調整やほかの復興事業との調整などを現在行っている状況であり、これについては予定どおりの工事完成に努めてまいるといふことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 7地区の工区のうちに24年度と26年度着工というような話がありましたけれども、これの当初予定は27年度末をもって完了するんだとこういう計画であるやに私は記憶しておるんですが、問題はこの計画が完全にこの7地区の圃場整備が全て完了するというふうには私は考えておるんですが、延長もあり得るのかというところを確認しておきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点で7地区におきまして一部の地区において同意が得られない方々もおるわけでございますけれども、事業実施については28年の3月までには完成はいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） いろいろ現地の実態、あるいはいろいろ会議の進捗状況等見ますと、なかなか計画どおりにいってなくて、何だ、このままあるエリアについては終わってしまうのではないか、中断してしまうのではないかというような風評もあるん

です。一番心配しているのは、これは復興交付金事業で27年度だけれども、国に働きかけて延長してもやるんだという確信があるかどうか、そこを聞きたい。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） お答えします。確かに圃場整備につきましては当地区、互理町については一番進んでいるという観点から、先ほど町長が答えたように27年度で完成を目指したい。ただ、当地区以外の地区を見ますとほとんど圃場整備を進んでいない地区もあります。そういう町もありますので、県ではこの圃場整備事業について事業の延伸を今国のほうに働きかけているという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 国に対して延伸を働きかけているんだということですので、2番に移りたいと思います。

パイロット地域の基盤整備については土地改良区への加入金の拠出問題が事業促進の障害となることが予測されます。そこで、この事業促進を円滑にするために補助金対策でこれらの地権者に対する補助をして円滑な圃場整備を進めてはどうかということでもあります。お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1点の補足しますけれども、あくまでも27年度で互理町では完了するというところでございます。そして、同意されない方々については誰が困るのか、未整備のためにそのまま耕作できるような状況ではないので、それらについてはさらに説得をしながら27年度完成を目指すということでございます。

それでは、パイロット地域の基盤整備についてでございますけれども、これまでも地元説明会や意見交換会を開催しておりますが、今お話しのとおり、土地改良区への受益編入に伴う加入金の問題が取り上げられておるといふ担当からのお話でございます。そういう中で、パイロット地域はご案内のとおり昭和40年代後半に基盤整備された優良農地であり、町といたしましては将来的にも農地として保全していくことが重要と判断することから、これらについても前向きに検討すべきものと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 前段の補足の中で、不同意者がいるという問題については全体会の

中でもいろいろ、不同意者は不同意者でできない人は置いて前に進むような委員会での確認があるやに私も聞いております。その方向で進めていただきたい。

2番目の関係であります、検討していくということでありまして、本当にありがたいというふうに思うわけであります。この関係については同じように86ヘクタールあるんです、86町歩です、簡単に申し上げます。震災前でありますと改良区の賦課金ということで賦課金にかわる管理費を払ってきたんですが、私も一組合員でありました。どのくらい払ってきたかといいますと、基本料金1反歩6,000円、そしてそこに1反歩あたりイチゴをつくると1万3,000円、それから作物別に育苗の苗などをつくると1反歩あたり3,500円、そしてそのほかに野菜などをつくった場合には2,500円ということで、大体当時おおむね3反歩ずつ分割、1区画。ですから、その金額はまさに農家にとってはかなりの経費負担になっていたということでもありますので、ぜひとも前向きの方で取り組みをお願いしたいというふうに思います。

私はこの機会を逃したら、あそこのパイロットの圃場整備を逃したら今後の整備はなされないだろうというふうに思うわけであります。昔から私も以前に一般質問で遊休農地の活用ということで防災の観点からの対策、そういったものをお話ししてきた経緯がありますけれども、ぜひともこの事業を推進するために全力を傾注していただきたいということを申し上げて3番に移りたいと思います。

3番目はパイロット地域の基盤整備後の用地についての考え方ではありますが、これはやった後の問題であります、ひとつ今後の展望として予想として私は共同使用地として事業を図ってはどうかという考えであります。後で申し上げますが、まずこの辺について町長の考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） また最初に戻りますけれども、パイロットの関係についてはこの際にやらなければ塩漬け土地、あるいは耕作放棄地になるということから、これについては全力で、そして前向きに先ほどの補助金についても検討してまいりたいということでございます。

第3点目のパイロット地域の土地利用については関係者との意見交換会を開催して、地元の意向を把握している状況にありますが、関係者の皆さんにおかれましてはこの際農地を手放したい方や、今後は営農を行わないという方がほとんどと聞い

ております。新たに農地としての土地利用を考える必要があると思っております。これまでにパイロット地域で営農したいという認定農業者や企業からの話もあることから、町としては賃貸借による農地の土地利用を基本として考えており、具体的には関係者による農地管理組合を設立していただき、農地の賃貸借や農地の一括管理を行ってもらい、町は農地管理組合とともに認定農業者や企業への誘致を推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 農地管理組合をつかってやってほしいという願望でありますけれども、私もこれには賛同であります。ただ、問題は震災前もこの組合があったわけがありますけれども、震災前はそれぞれの土地については、特に自己管理であります。今後は今の現状を申し上げますと、みんな所有者は農機具も何もない。まして農業から離れる人も多い。したがって、企業が参入して、例えば企業が参入するやに話もあるようでありますけれども、その辺後でお伺いします。要は、全体的な所有者でもってプール運用して、例えばAさんとBさんの土地をある民間企業が借りたします。そうした場合の賃料、本来であればAさんとBさんに入るわけがありますけれども、それを管理組合全部一括編入して、それらの維持管理として全体的な資金の運用、管理、こういったものをやれば、例えばお互いに俺のところを借りてよかった、俺のところはだめだというようなことでいろいろな所有者間の争いとかいざこざが出て予測される。そういったものを解消するためにも私はこういう管理にしてはどうかという考えがあるわけですが、町長、どうですか。この考え。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） このパイロットそのものについては、先ほども申し上げたとおり、国有地を開墾いたしまして一躍集団のイチゴ団地、それもあのパイロット事業がしたことによって東北一のイチゴ産地になった。しかし、今回の震災により塩害被害によって耕作ができないということから、今回の圃場整備によって、そして今小野議員さんから言われたとおり、個人個人ではなく全体的な内容を集約してそれを皆さんの組合にして、あるいは企業のほうに、あるいはいろいろな賃貸借の方法、あるいは売買の方法もあろうかと思っておりますけれども、それらについても今後の担当のほうでの説明会の中で少しでも早くその制度的な改革、そしてそれらの内容についても進めなければならないと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 現在、バイオマス発電事業の利用として試験的に利用しておるわけでありまして、今後こういった関連する農地を借りたいとか進出したいという企業があつて、ここで発表しても差し支えない部分があつたら、その辺を述べていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在、町と調整しておりますのが前からお話ししてあります元気な日本をつくる会と町のほうでバイオマス発電ということで牧草を利用したバイオマスの発電ということで、今現在そちらの方向で協議している最中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それでは、（２）の大きな２番に移りたいと思います。教育文化交流のまちづくりの体育館事業促進ということであります。

（１）番目として、東日本大震災から11日で3年になって、4年目を迎えます。各地区の体育館の復旧も完了しました、ご案内のとおり。毎週土曜日に実施してきた一般開放日の使用時間を震災前の時間に戻し、スポーツの振興を図つてはどうかということですが、お答え願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この関連につきましては、教育委員会部局に所属しますので教育長のほうから答弁をいたさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。一般開放につきましては、昨年7月、荒浜体育館と吉田体育館、両体育館の貸し館業務が再開したわけでございます。それと同時に、一般開放についても実施している。原則といたしまして、震災前と同じように町内に4体育館ございますけれども、毎週土曜日午前9時から午後5時までの利用時間となっている。ちなみに、昨年7月に開館いたしました荒浜体育館と吉田体育館の実績をちょっと述べさせていただきますけれども、吉田体育館では31日間、延べ448人、それから荒浜体育館では32日間、延べ90人の方々にご利用いただいているというところでございます。

今後とも、4体育館ございますけれども、利用される皆様方の安全に十分配慮し

ながらスポーツの振興を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 使用時間について、9時から夕方5時までというふうに今答弁あったんですが、私の記憶だと9時から午後9時まで、21時までというふうに記憶しているんですが、その辺はどうなんですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 担当のほうに確認しましたところ、午前9時から午後5時までというふうになっておりますので、今現在そういうふうな時間帯でご利用いただいているという状況でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今確かに教育長言うように、9時から17時までに当分の間こうしますということになっているんです。それを私は9時から21時までに延長、戻してはどうかということを申し上げているんですが、どうですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） では課長。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 主に一般開放の場合は子供さんたちの利用が多いわけございまして、大人が一般開放で利用するというのは特には多くございませんので、従来子供たちの青少年健全育成からすれば5時以降の利用については保護者同伴というふうなのが条例で定められておりますので、そこまで土曜日の夜、みんなで家族で来てスポーツするかというとなかなか利用者が少ないということで5時で閉めさせていただいておるのが実情でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今課長の言うとおりのことです。17時以降は保護者同伴なんです。私が申し上げたいのは、今それがなくて5時で閉めているんです。ですから、保護者同伴を入れた開放をしていただきたいというのが私のこの意見なんです。なぜかといいますと、これから中学校の中体連が開催されます。そしてまたそれが終わるとすぐ9月ごろに新人大会、いろいろ本当に体育館の利用が高まる。ぜひとも中学生、小学生でもいいです。要はそのバリアをとってもらいたい。17時で閉めている部分

を21時まで延ばしていただきたい。なぜ戻さないんですか。保護者同伴であればいいじゃないですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 今の中体連のお話になりますと、個人利用ではなく団体利用になると思います。あくまでも一般開放は個人開放でございますので、5時以降に父兄同伴で部活動をしたいという場合には利用申請を出していただければ午後9時までの解放は、利用は可能でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今の話聞ければいいです。いろいろ練習する人は団体であろうが1人でも親連れ立って練習に来る人もおります。ですから、申請書を出せばいいということでもありますので、次に移ります。ぜひお願いしたい。

（2）番目ではありますが、震災前に実施してきた各教室の開講を望む声があります。健康づくりの観点からもぜひ開講すべきと考えておりますけれども、その辺の考えを伺いたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。各種教室につきましては、これまで各地区を対象にして施設ごとに実施してまいりましたけれども、体育館並びに公民館の業務を全て生涯学習課に集約したことから、全町民を対象とした募集体制で臨んでおります。実施事業につきましては、従前どおり各公民館等で実施してきた事業を継続して行っております。今後につきましても、基本的には全町民を対象とした各種スポーツ教室などを体育協会の各団体の皆様方のご協力をいただきながら開催したいというふうに考えているところでございます。

ちなみに、今年度におきましては卓球、バドミントン、グラウンドゴルフ、エクササイズ、あるいは体力づくりなどの各種教室を開催しておりますし、さらに7種目の町長杯を競う大会も開催しております。多くの町民の参加をいただいておりますので、今後とも継続して開催して町民のスポーツのニーズにあった対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） わたりフレンドシップ21プラン、第4次総合発展計画の後期基本計画にもあります。生涯スポーツの振興ということでこの施策の目的、今教育長言っ

たように、地域の人たちが主体的に運営し誰もが生涯の各時間にわたって体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでもどこでもいつまでもスポーツに楽しむことができるように常に多様なスポーツイベント、スポーツ教室、クラブの開設等に努めるとともに、スポーツの施設、設備の充実を図りますとうたっております。

今25年度から27年度まで実施計画段階でありますけれども、この中では同じように心豊かに触れ合う教育文化交流のまちづくりとしてこの第4章にありますけれども、事業計画の内容、これは具体的に書いてある、実施計画ですから。各種スポーツ教室やスポーツ大会の内容の充実、日常生活の中で気軽に楽しめ、生涯にわたって楽しめるスポーツの普及を図るため各体育館、公民館、海洋センターなどと連携を図りながら各層への充実した内容の教室、講座を開設することに努めるとともに行政と各スポーツ団体との連携を図りながら大会、行事の開催を推進していくんだというようにうたっている。今教育長がお話ししたことしやってきたという中で、やってきたのは今3月ですから次年度、26年度はどういう計画があるかお伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 25年度の実績を踏まえまして、今年度実施してみて町民の反省というかそういうご意見なども頂戴しながら次年度に向けた学習教室、あるいは大会等についてそれを反映していきたい。それと同時に体育協会の方々、あるいはスポーツ推進員の方々がいらっしゃいます。そういうふうなご意見などもお聞きしなら大会、教室の充実発展に当たってまいりたいとこういうふうに考えておりますので、具体的にどういうふうな事業かというのは今のところまだ生涯学習課のほうで、後でそういう資料提供できるのではないかと思いますので、私自身はそういうふうにご考えておりますので、今年度の実績を踏まえてさらなる発展充実を図ったものにやっていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今3月ですから、次年度の計画を私はもうできておるのかというふうに理解しているんですが、まだ出ていないんですか。担当課長が詳しいのかと思いますけれども。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） できてはおりまして、金曜日の教育福祉常任委員会のほうで

今の内容は全部説明してあります。その資料ございますので、後でお届けさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 余りのりませんけれども、次に移ります。

要はさっき教育長言ったことしこうやったという中にもちょっと疑問点があったんですけれども、新しい中でこの実施計画にのっとってやってくださいということをお願いしておきたいと思っております。

3番目に移ります。冬場の晴天時における吉田体育館使用については、直射日光がまぶしく使用に困難が出ています。窓ガラスに遮光フィルムを張り、対策を講じてはどうかということでもあります。単刀直入に考え方をお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。吉田体育館、私も行って見ましたけれども、遮光フィルム張ってはどうかということでございます。そういうことですので、業者にその効果等について聞きました。そうしたら、それほど効果はないというのが業者からの言い分でございます。さらに、張ったとしても六、七年で劣化する。張りかえが必要だ。その張りかえに必要な、張りかえというか張る場合の費用でございますけれども、あの吉田体育館だと約100万円はかかるでしょう。それプラス足場の設置・撤去合わせると相当額の金額かかるということでございます。そのほかに網入りガラス、私も行って確認しましたら南が30枚ありました。そこにもし張ったとしますと、加熱されてガラスが熱割れするというふうな危険もあるんだというふうなことを言われております。そういうふうなことで、業者からは余りお薦めすることはできないんだというふうなお話を伺っております。したがって、吉田体育館に暗幕がございますので、それをうまく調節してまぶしさを軽減していただければというふうに思っているところでございますので、その辺を深くご理解いただければというふうに思っているところであります。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 教育長の言うのが業者入れて調べたということでもありますけれども、私も利用させていただいております。それで、現状を申し上げますと、簡単に言えば暗幕引いて電気つければ何ら問題ないんです、本当の話。電気代を電気をつけると2時間使うと300円とられるんです。問題はそこなんです。本当にあほみたいな

話かもしれません。しかし、利用者にとっては貴重な300円なんです。あるグループ活動においては。事例として1チーム1グループが団体が使用するのであれば何ら問題ない、自由に相手のことを考えないで片面ずつ体育館利用しますから。ところがこの前は陸上自衛隊の人たちが片方使っている、あるいはバドミントンの団体が片面使っている。こっち側は暗幕閉めると今度はこっち側がまぶしい。まぶしいから全部閉めると真っ暗になる。電気をつける。どこで電気代払うんだとかそういう細かい話が出てくる。要はここで言いたいのはこんなのいやらなくたって。例えばレースカーテンつけたらどうかということもいろいろ考えたんです。レースカーテンつけたほうが早いのではないか。しかし、あそこは1回ごとにはしごをかけて上っていくんです。年寄りが上っていくものですからなかなか危ない。頻繁に上り下りしたりすると危険性が出てくる。レースカーテンつけたらどうなのと考えますが、ところがスペースがないんです。窓ガラスのところにレースカーテンは無理だ。フィルムどうか。フィルムいろいろ調べてみると、ちょっと試験的に1つの枠だけやってみようかということもやっっているいろいろ測量したんですが、フィルム代バカにならないんです。90センチメートル四方で1,500円から1,700円ぐらいするんです。町のホームセンター調べてみたら。これでは話にならないということで、遮光フィルム張ればいいのかというようにいろいろなグループの人たちからのアイデアが出て工事の話にして交流センター所長ともお話ししたんですが、100万円もかかって云々だということであれば私はいいんです。今度電気料、そういうときは電気料無料にしてほしい。そして、町民にサービスしてはどうかということのを再提案しますが、どうですか、その辺は。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 電気料云々について、確かに暗幕をやればかなりの暗さになって電気つけなければちょっと練習、試合等はできないわけでございますので、ただ、その電気代をどうするかということについてはもう少し検討させていただければというふうに思いますけれども、ただ、暗幕の開閉のとき、お年寄りの方で確かにはしごを上ってギャラリーまで行かなければならないので、吉田支所に若い担当がいますので、もしどうしても必要だと、どうしても暗幕が引けないとなれば頼んでもらえれば一向に構わないし、もし頼まれれば私のほうでやりますというふうな話も聞いていますので、その辺もご検討していただければ。電気料の免除等については今

後十分検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 町内に4つの体育館、町にありますよね。体育館の設置の方向性によっても違うんです。この問題は冬場だけです。太陽が屋根の上に真上にあるときは何ら問題ない。さっき教育長言ったように遮光フィルム全然効果ないというけれどもそうではないんです。こういう明るさでも太陽光の光反射なんです。太陽光の直射日光の反射があるんです。ですから、向きが違くと例えば逢隈あたりはそういう問題はない。ましてやガラスがすりガラス、昔の人間ですから曇りガラスがあります。逢隈あたりは曇りガラスになっているんです。ですから、直射には入ってこない。ですから、そういう今後は町としてこういうアリーナをつくる場合には公共ゾーンにいずれ町民体育館などができるのか。そういった建設時には方向性も考える必要があるのかと思います。今その暗幕、教育長言ったように町の職員を呼んでいちいち上って行って閉めろとか何とかなんてそんなできません、そんなのは。ですから、ぜひとも電気料の無料ということで検討させていただきたいと思います。どうですか。もう1回、その辺。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 電気料金、確かに光が差し込むのは春先と秋なんです。吉田体育館は東西になっていますので南からの太陽の光が入ってくるというふうになると思いますけれども、電気代等については先ほど言いましたように使用する回数がどの程度なのかも十分検討させていただきまして、その辺は前向きに検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） この前の2月のスポーツ顕彰式の中でも町長が挨拶しておりましたけれども、スポーツしやすい環境づくりに努めていきますというような挨拶したというふうに私たち記憶しております。ぜひともそれに沿って町としてこういう支援をお願いしたいというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は1時20分といたします。

午後 0時19分 休憩

午後 1時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に14番、佐藤アヤ議員。登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番佐藤アヤです。私は2点について質問いたします。

まず第1点目、読書環境の整備と充実についてお伺いいたします。本を読むということは一生続く心の栄養です。私たちは本を読むことで言葉も知識も知恵も想像力も、そして思いやる心も育てることができます。その喜びを子供たちに知ってほしいと思います。子供の読書環境で一番大きいものは家庭ですが、それをサポートし読書の楽しさや習慣を覚えるのは子供たちにとって学校図書館になります。そこで伺いいたします。

本町の学校図書の整備及び学校図書館の司書の配置はいかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この質問については教育委員会につき教育長から答弁いたさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤議員にお答えいたします。学校図書の近年の整備状況を申し上げますと、毎年各学校において1校当たり20万円から40万円の予算によりまして学校図書館の図書を随時購入し、整備と充実を図っているところでございます。なお、参考までにこれは東日本大震災前のデータでございますが、当町の小学校児童1人当たりの蔵書冊数でございますが、宮城県平均では26.52冊に對しまして本町の小学校児童1人当たりは24.41冊となっております。中学校の生徒でございますが、県平均では32.75冊に對して本町では40.08冊というふうになっております。

その後のデータはとっておりません。この震災において津波被災を受けた長瀬小学校と荒浜中学校が8月に現地再校しますので、その時点において町内の10校の学校を再度調査いたしまして図書整備等を検討してまいりたいというふうに今考えているところでございます。

次に学校図書館の司書配置につきましてですが、これにつきましては学校図書館法の第5条に基づきまして12学級以上の学級に司書教諭を配置しなさいとなっておりますので、本町では亙理小学校、それから逢隈小学校、亙理中学校にそれぞれ司

書教諭を配置しております。そのほかの学校につきましては配置されておられませんけれども、現在町単独の予算において臨時図書補助員ということで荒浜小学校に学校図書整備のために1名配置して、去年の8月から配置しているところでございます。

なお、今後につきましては長瀬小学校も荒浜中学校も8月再校いたしますので、再校にあわせて学校図書の整理等が大きくなりますので、両校に臨時図書補助員を配置していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 文部科学省では小中学校の学校図書館の蔵書について学校規模、学級数に応じて整備目標を定めております。本町の小学校中学校では学校図書館図書標準に達成されていますでしょうか。例えば、亘理小学校は25学級ありますので、1万1,760冊、逢隈小は20学級ありますので1万760冊というふうになります。いかがでしょうか。

あともう1点、12学級以上の学校には本町でも司書教諭が配置されておりますけれども、11学級以下の学校にも有資格者が配置されるように現職教員に司書教諭資格の取得を促進していただけるようにすべきと私は考えますが、この点について伺います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、1点目のほうの質問にお答えします。今議員さんがおっしゃられましたとおり、学校図書というのは平成5年3月に整備の蔵書の標準を決めたわけでございます。それにのっとり各学校は蔵書冊数が決まるという内容でございます。議員さんおっしゃった冊数は間違いはないと思います。ただ、達成率ですけれども、これにつきましては私たちのほうのデータでは平成23年度末のデータしか持っておりません。これで簡単に申し上げます。要するに24年の3月末にとったデータでございます。ですから、震災後のデータとなります。

100%を達成しているのが2学校、75から100未満までが2学校、50%未満が2学校になっています。小学校だけになります、これが6校です。中学校のほう、100%達しているのが2学校、75から100未満が2学校、4校。それで、私も震災前にデータとったことあるんですけども、こういった内容に達しなかったのはちょっと学校を見てみますと、ただ、これが一概に言えないのは図書を廃棄した次の年、

がくっと下がります。そういったものもありますので、一概には言えないんですが、震災前のデータをちょっと参考までにお知らせします。目標に達成していなかった学校、逢隈小学校5,856です。目標数が1万760だと思います。あとは高屋小学校、こちら2,672冊になります。目標数がその当時で6,040だと思います。あと達成しなかったのが亘理中学校9,317、目標数は1万2,160だったと思います。逢隈中学校9,814、目標数が1万160だったように私記憶しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 12学級以下の司書教諭配置ということでございますが、図書館法の第5条においては12学級以上というふうに定められております。その以下においては置かなくてもいいというふうなことでございまして、各学校の実態を見ますと、司書教諭の資格を持っている先生方、近ごろは大分ふえてまいりました。これは県教委もそうだし、国の施策でも文科省の推奨でもありまして司書教諭の資格をとる先生方ふえてまいりましたので、12学級以下でもそういう学校にも資格者は何人かいるはずでございますので、そういう中で各学校で図書主任というふうな立場において司書教諭という名称ではないんですが、そういうふうな形で図書の管理運営、あるいは子供たちへの読書の推奨とか大いに働いていただいておりますというのが現状でございますが、法的にきちっと11学級以下にも司書教諭を配置するというふうな法的にさせていただくように教育長会議等でも県教委を通して国のほうに働きかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 12学級以上の学校には司書教諭という資格を持っていらっしゃる先生はいらっしゃいますけれども、その先生はクラスの担任を持っているということで、図書館の運営については本当になかなか今大変な状況だというそういう話伺ってきました。この質問をするに当たって、ちょっと学校の状況を調べてまいりましたので聞いていただきたいと思っております。

亘理小学校に行ってみました。ここは本当に25学級以上で生徒数が720人もいるマンモス学校であります。現在の教室も足りないという状況の中で、図書室は教室1教室を使っただけの図書室というような状況でした。それで、今後本当にそこに入る本ですので、足りないというのが現状だと思います。先生からお伺いしてきたんですけれども、今のままで図書を入れるということはなかなか難しいので、例え

ば移動できるような書架、こういうのでクラス回れるようなそういう本でもいいので標準の図書数に何とか達していかなければならないのかなとそういう思いをしてまいりました。そしてまた、逢隈小学校は図書室に絵本コーナーというコーナーがありました。小学校は1年生から6年生まで幅がありますので、小学校1年生、2年生はこの絵本コーナーで座って本が読めるような、そういうスペースがありましていいなと思ってまいりました。そして、蔵書も昨年よりも2,220冊ふえたと言っております。いろいろな支援をいただいて2,220冊一気にふえましたということで、標準図書に達成しているということになっております。

そして、町の支援員さんも給食とそれから図書の整理のほうも手伝ってくださっているということで、本当に顔の見える図書館、なかなか支援員さん1人置くのは大変だとは思いますが、図書館と給食というそういうような感じでやっていると、しょっちゅう図書館のほうにも来ていらっしゃることなのでよかったですと思っています。その図書館の中に特別支援学級の子供さんが遊びに来ていて、本当にそういう流れというか学校のあるべき姿かなとそのように感じてまいりました。

荒浜小学校は今教育長がおっしゃられたように町から今司書が配置されております。図書の整理、そして委員会の活動、そして休み時間にも必ず子供たちが本を借りにくるとそのように言っております。やっぱり誰もいないところで本を借りてカードをこうしていくというのではなく、顔の見える図書館の運営、本当にすごいと思っていました。そして図書館司書がいるということはひな祭りのコーナーがあったり新書、新しい本がありますとかこういう季節の本がありますというようなそういうコーナー的な子供たちが興味を持つようなそういう枠組みもしっかりできておまして、本当に支援員さんの役場からのそういう臨時の方の司書が対応しているというのは大きな力が学校の図書館には働いているのだとそのように感じてまいりました。

今文部科学省では学校図書館の機能強化を図るために、平成24年度から平成28年度までを期間とする学校図書館図書整備5カ年計画を策定しております。地方財政措置が講じられることになっております。図書購入費という予算をしっかりと設けて子供たちに格差がないように。格差というか地域間のその差がないようにしっかりと取り組んでいくべきではないかと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まさに、図書に親しむ。先ほど議員さんがおっしゃられましたように、心の栄養になるというふうにも私も認識しております。したがって、図書の整備というかこれは喫緊の課題でもありますし、いかに若干近ごろ読書離れということが言われておりますので、そういう子供が読書というか本に親しむ環境づくり、非常に大事だろうというふうに思います。図書館のそういうふうな本を読みたくならないというふうな雰囲気づくり、これが学校図書館司書教諭とか、あるいは図書主任というふうな先生の役割だろうというふうに思っておりますので、今後国のほうでも5カ年計画がございますので、本町におきましてもさらに子供たちの読書意欲を喚起するような環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 28年度というそういう中での国の方針だと思うんですけども、町でもなるだけ早くきちっとした図書の整備並びに司書教諭とともに補助司書、そういうのを配置すべきと考えますが、今のところどのような方向づけをされていますか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 司書教諭の配置につきましては、先ほどお話ししたとおり12学級以上というふうに現の図書館法では位置づけされていますので、国のほうもそういうふうな子供の読書意欲を喚起するというふうな環境整備をするならば、司書教諭の配置、勤務に関係なくするような方向にってもらえればというふうに思っているところであります。そのためには教育委員会、あるいは教育長会議等がありますので、その席で県教委を通して文科省のほうにも働きかけていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） あわせて、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置についてはどのように考えていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これも先ほど言いましたように、法律の緩和がされれば当然配置されるわけでございますので、それまでの間、何とか町の職員というか特別教育支援員等が各学校に少なくとも1名は配置しておりますので、特別支援教育だけの手伝

いではなく図書の管理運営とかそういうふうなことにもちょっと手伝ってもらえればというふうに考えております。いずれ、国のほうもこういうふうな5カ年計画もしていますので、法的な緩和がされれば近い将来司書教諭の配置もそう遠くなく配置されるのかというふうに思っていますが、今現在はそういう状況でございますので、町からの臨時職員の協力を得ながら学校図書館の充実を期していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先ほどちょっと亙理小学校の図書館についてはどのように考えていますか。あの狭いところで本を買って入れるというのはなかなか難しいんですけども、顔の見えるということとそれから本をきちっと整備するというその2項目については教育長はどのようにお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 亙理小学校、今765人います、児童数。特にことしは1年生5学級ということ。ただ、来年度は若干減りまして730人台に入ってます。したがって、今現在教室が足りないということで図書室も一部普通教室にしているわけですが、学校側からも要望がございまして、仮設の教室を2教室分つくる予定にしております、それらをうまく活用しながら学校図書室が確保できるような環境にしていきたいものだなと。やはり子供たちも読書を非常に楽しみにしておりますので、そういうふうなことで今進めておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 5カ年計画を使ってやっていただきたいと思います。

あと、もう1つの方法としてふるさと納税等で学校図書の充実をしますというようなことで全国の皆さんからふるさと納税をいただいて、それでもって図書の整備をしているというようなそういうところもありましたので、ぜひそういうのにも子供たちは本当にこれからのまちづくりの主役になって行くことは間違いないので、しっかりと行っていただきたいと思います。

名取市は40年以上前から市内の小中学校、小学校11校、中学校5校に司書が配置されておりました。近年財政等の事情により大分難しくなってきたそうです。しかし、これまでの名取市の学校図書館のレベルを落とさないで、さらに発展していく

ためにはということで検討をなされたそうです。その結果、市の図書館に学校図書支援センターというのを立ち上げて、学校図書館を強力にサポートする体制をつくったということです。どうぞ、本町も亘理町の図書館とうまくその支援体制、支援センターというんですかそういう体制をしっかり組んでいただいて、そして学校に図書、子供たちが本に親しめる環境をつくっていただければと思いますけれども、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） お答えします。臨時の職員の件ですけれども、亘理の場合は皆さんもご存知のとおり支援員を満遍なく配置しております。これはこの近郊の近くの市町村ではこの数はないと私は自負しております。要するにこの支援員を、先ほど教育長が言ったとおり、使いながら学校図書のほうにも手の空いているときに協力をもらう、実際そうやってやっているところもいっぱいあると思うんです。そういう状況の中でやってきておりますので、その辺はご理解を賜りたいということです。

本来ならば各学校みんな1人ずついればこれに越したことはないんですが、何せ予算も膨大にかかるものですから、今ある支援員をうまく活用しながら今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

支援センターの件なんです、これにつきましては後ほど最後のほうで質問あるかと思えます。図書計画、これにのっとって今後こういったところをつくるという形で生涯学習課、図書館のほうからもご連絡をいただいておりますので、それに合わせながら計画に載せながらやっていくのが筋かというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、2問目に入ります。児童生徒に図書を親しんでもらう取り組みとして読書手帳を導入してはどうかということです。読書手帳とは借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって子供たちの読書への意欲を高める効果があると考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、この読書通帳の導入ということについてお答え申し上げます。まず初めに、各学校での図書の貸出管理について申し上げますが、基本的には児童生徒の個人登録カード番号と貸出本のコード番号によりパソコンで管理して

おります。パソコンで管理するようになってもう七、八年になりますか。私も現場にいたころから始まったということでございます。児童生徒が借りた本の記録については、本の名前、それから読み始めや終わりの月日、また読んだページ数や読み終わった本の簡単な感想文が記入できる読書ファイルに記入することにしております。そしてつづれるというふうなことでございます。

こういうパソコンで今管理しております。各学校においてはこのパソコンのデータ等を参考にしながら読書の意欲を喚起するというふうなことで、読書賞、あるいは多読書賞などを設けて読書意欲の喚起を図っているというのがほとんどの学校でございます。

さて、読書通帳の導入の件でございますが、さきに述べましたとおり、今現在やっているのがまさに読書通帳に似た内容でございます。借りた本の記録ができるようにしておりますし、各学校におきましてもさまざまな工夫をして読書の推進を図っているというふうな現状にあるわけでございます。そういうふうなことを考えると、読書通帳の導入を新たにするとするとハード面含めて経費がかかるということも鑑みて、今すぐにはちょっと導入は難しいかと考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ファイリングしているという今の状況をお知らせしていただきました。この読書通帳というそこが何かお金をためる感覚で子供たちに読書の意欲を高めることができるかと思って今回質問いたしました。ファイルというのは今までと余り変わらないことだと思うんですけども、通帳を利用することによって何月何日何々の本読んだというこの履歴、これは自分にとっての一生の宝物になる可能性があるかと思えます。ファイルだったら多分どのように皆さん管理するかわかりませんが、通帳なら1冊の小さなノートみたいな中で自分の本当に1年生に読んだ本、2年生に読んだ本、ずっと積み重ねていって本当にそれは自分の心の栄養、それこそ自分の宝物になるものだと思いますので、どうぞそういう子供たちに楽しみながら本を読ませてあげるといいますか読んでもらえるようなそういう取り組みをまた考えていくのも大事な点なのかと私は考えます。ファイルするというのも誰でもそういうことはできると思うんですけども、通帳というその響きがすごくいいと思いますので、どうぞ今後検討していただきたいと思えます。

立山町の取り組みでは行政と学校が一体となって進めたんだそうです。町内の小中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらって、そして読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますということで、一層生徒の読書意欲をかきたてることになったと言われております。子供たちは誉められたり、あと励まされたり、あとまた競争するというそういう中でも読書の習慣ができると私は思いますので、ぜひ本町でもそんなにお金かかるものではないです。パソコンで印字しなくてもいいんです。自分で読書をその通帳に書いてもらえばいいんです。自分が読んだ本ですのでそれをきちっと、ほかへ行くと100円200円のそのような1冊それぐらいの金額でつくっているというのと、あとそれから町内の企業からの協力ももらってそして読書通帳をつくったというそういう事例もありますので、ぜひ子供たちの読書の習慣をさらに高めていくために取り組んでいく方向で何とか考えていただきたいと思いますが、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 読書通帳もパソコンで管理しているファイルも本当に似たようなことございまして、子供たちは1学年ごとにほとんどの学校では担任が変わります。したがって、このファイルをその学年の記念として多分担任は意欲を喚起するようなコメントを添えながら継続的に読書をやってほしい、こんなに読んだねというようなことを意欲を喚起するようなコメントを添えてファイルをつくっているのではないかとそういうふうに思われますので、今議員さんから言われましたように、確かに読書通帳という利子が来るのかどうかわかりませんが、それに似たようなファイルをやっているわけございまして、先ほど言いましたように今のところ考えていないんですが、一応学校側のほうにもちょっと話をしてみたい。校長たちの反応をちょっと確かめたい。というのは、学校は非常に多忙化しております。読書ファイルもつくる、あるいはそれに加えて通帳もつくるとなると担任の先生方にとっては大変な負担になるかということもちょっと危惧されるわけなので、それにしても生徒指導の問題、学習学力問題、大きなものが山積しているんです。そういう現場の状況も十分踏まえていかないと、多忙感をあおるだけになったのでは教育がマイナス効果になるということもあるわけございまして、その辺は一応話はしてみますけれども、今私の考えとしては読書通帳というのは今のところはちょっとまだ導入するのは時期尚早かというふうに思っておりますので、今後の検

討課題にさせていただきたいとこのように思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 教育長が利子はつくのかという話ですけれども、利子は読書によってお金のそういう利子ではなく思いやる心とかこれは大事な大きな人間形成の上できちっとした利子相当の分がついてくることは間違いのないと思います。また、現場の先生が大変お忙しいということは私も知っておりますけれども、子供たちのことを一番多感な時期にいい本にめぐり合わせるとかそういうことは何とか協力をしていただきながら進めていただきたいと思います。

3 点目に入ります。ブックスタート事業として6 月から7 月の赤ちゃんを対象に行っている事業でございますが、今後は小学校入学時に新入生を対象に本に親しんでもらう機会を設けるため、セカンドブックを贈呈してはいかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、ブックスタート事業といたしましては平成22年度の途中から六、七カ月児健康相談の機会を活用いたしまして、本年1 月末までに延べ600 組の親子へ絵本を贈呈し、その意義を伝えておるところであります。ブックスタートの目的は、親子が絵本を介してゆっくり心触れ合うひと時を持つきっかけをつくることであり、また絵本から得られる喜びや満足感を親子で共有することができるということでございます。

さて、本町では子供を対象に図書と触れ合う機会といたしまして町立図書館において毎週水曜日に絵本の読み聞かせを行っており、毎回20人以上が参加している状況で、中には通算しますと200回以上の参加を達成されたお子さんもいるということをお聞きしております。また、図書館の子供読書コーナーには小学生低学年向けのお薦め絵本などをそろえまして、選びやすい環境を整えながら読書の楽しさを知ってもらうよう努めております。児童福祉施設においても絵本や紙芝居の読み聞かせを保育の一環として行っているほか、お薦めの絵本を保護者へ紹介するなどの活動も行っております。セカンドブックは子供にとって本を選ぶ楽しさ、読む楽しさを知るきっかけ、家族だんらんの時間になるものと考えられますが、現時点では親子で図書館を大いに利用いただき、子供読書推進が図られればと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本当に図書館を利用されている方がたくさんいらっしゃいます。私もずっとボランティアをやっておりまして、放課後児童クラブの子どもさんたちにもよって今絵本とかを持ってやっているんですけども、子供たちは本当に変わるとすごく思うのは、初めのころは余り聞きもしなかったんですけども、長年続けていると本当に行ったらすぐ喜んでくれて、そして最後は感想まで言ってくれるようなそういう今状況になってきてまして、子供たちにとって習慣をつけるというかい本とか私たち一生懸命持ってやってくるんですけども、それにちゃんと呼応してくれるというそういう思いでとても私も読み聞かせのそういうボランティアをしながら楽しみにしております。

子供たちにとっていい本とのめぐり合いというのは大事なことなのかと思います。今の若いお母さんたちはどのような本を買ったらいいのかとか、子供にどのような本をと思っていらっしゃる方もいると思うんですけども、東京の狛江市というところでは図書館の司書が推薦する12冊の中から児童が選んだ1冊を配っているというセカンドブック事業なんですけれども、そういう事業が行われております。小学校へ入学する前にご家庭での一読、町長も言われましたように、うちで読み聞かせをしてあげるといふそういう楽しみ、そういう読書の楽しみや喜びや大切さを家族の中で共有していくことにつながると思いますので、すぐにはセカンドブックできない事業かもしれませんが、町の宝の子供たちですので何とか子供たちに本、1学年300人ぐらいの亘理町の学校入学時になるのかと思いますけれども、子供たちはこれからの宝だといふそういう意識を常に持っていただきながら対応していただければと思いますけれども、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、町立図書館出ましてちょうど20年目になります。

と申しますのは、あの図書館、歴史資料館については平成3年のふるさと創生の1億円を財源といたしましてあの図書館、歴史資料館が平成6年に開館したわけでございます。ちょうど20年になるわけでございます。その間、図書の蔵書ということで毎年予算措置しながら現在も行っておるわけでございます。そういう中で、皆さんもご案内のとおり、広報わたり毎月発行されておりますけれども、本、図書の紹介も行っておるところでございますので、それらを活用しながらぜひ図書に親しむ

ような子育て支援、それらについてもぜひ今後とも進めてまいりたいと思います。
以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、第4点目に入ります。子ども読書活動推進計画の策定について、本町の取り組みはいかがですかという質問です。この件は私は平成21年9月に同じ質問をいたしました。そのときは検討していきますというそういうご答弁いただきましたけれども、その後どのように検討されましたか。お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、子ども読書推進計画の取り組みについてでございますが、今議員さんもお話あったように、平成21年の9月の定例議会でも答弁いたしましたとおり、重点4項目というのがございます。1つは乳幼児期の読み聞かせの推進、2つ目が民間団体やボランティアの連携教室、それから3つ目は学校における読書活動の推進、4つ目は公立図書館の設置促進と整備充実ということがあるわけですが、もう既にこの4項目につきましては取り組んでおりまして、今町長も答弁したわけでございますが、それぞれ成果を上げているというところでございます。

しかし、大人も含めて、先ほども言いましたけれども、日本全体で読書離れが進んでいる状況、本町も例外ではないというふうに思います。そういうことから、今後の図書館運営のためにも来年度、平成26年度中にアンケート調査等を実施しまして、現状を十分に把握しながら関係各部署と調整を図った上で推進計画を策定してまいりたいというふうに今のところ考えております。

なお、各学校におきましても各学校の独自性のある図書館だよりというのを発行しております。あるいは低中学年、特に小学校ですけれども、ボランティアグループ等による読み聞かせ会、あるいは読書感想文コンクール、そういうものの実施、それから先ほどお話ししましたけれども、各学校によって創意工夫した読書賞とか多読賞、賞状を伝達するんです、朝会のときに。そういうふうなことを設けながら子供たちの読書活動を積極的に進めてさらに各学校で毎朝読書の時間を設けるとこういう学校がふえております。つまり、1時間目に入る前15分ぐらいです。その読書に親しんで心を落ち着かせて1時間目の授業に入る。これは中学校でも導入始めておりますし、高等学校でも一部導入しているので、読書をすることによって心が落ち着く、そういう冷静さを持った上で本授業に取り組む。そういうふうなこと

で各学校工夫しているわけでございます。そういうふうなことから読書の習慣づけ、あるいは図書の利用促進を図っているという状況にあります。したがって、今後も学校に対しまして子供の読書活動のさらなる充実を図るよう働きかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ただいまの教育長のお話ですと、26年度中にアンケート調査をして、そのアンケートを踏まえて読書活動推進計画を策定するということでよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど言いましたように、アンケートを次年度に実施いたしまして町民の方々の現状がどういう状況にあるのか。それをしっかり把握しないようではちょっとまずいわけですから、バックデータとしてそれをしっかり把握しながら、そしてあとはそれをもとに各関係部署と調整を図りながら推進計画の策定に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 宮城県では第1次に平成16年3月、第2次として21年4月に策定して、今現在第3次ということで26年度から30年度の5カ年の策定に対しての意見を募集しているという、今県ではそのような流れです。全国的にも策定済みが市町村でまだ59.8%、策定中が9.5%ということで、ちょっと若干進んでいないというそういう状況なのかと思えますけれども、でも、周りは大体柴田町も名取市もそれから岩沼市ももう策定は終わっておりますので、しっかりと現状を踏まえた上で策定をしていただきたいと思えます。これの一番ポイントとなる部分は不読率、本を読まない子供数を減らすというのも大きな目標ですので、そのアンケート調査の中には必ずその項目はあると思えますけれども、その不読率を減らすというそういう取り組みとか、あと学校、それから社会、地域全て盛り込んだ計画と思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

本当に今教育長も言われたようにゲームや携帯電話、そして本当に子供たち、お友達でいてもしゃべらないで2人で携帯電話でゲームをしているという何か私は次代が変わったと思うのと、寂しい思いをよく見受けます。そういうのは子供の生活習慣や学習に大きく影響していることは間違いのないと思えます。ものの考え方や感

じ方にも大きく作用していることが指摘もされております。小さいころから読書習慣の未形成や読書の楽しみに触れる機会の不足などによって自分で考える力、それから判断する力が弱まって、自主性とか社会性が育ちにくいことなども今挙げられております。この町でもしっかりと子供たちの読書環境の整備をする上で読書の推進計画をしっかりとつくっていただいて、目標を持って子供たちの読書の意欲を高めていただきたいと思いますけれども、先ほど町の図書館と連携をしてというそういう話を学務課長からいただきましたけれども、そういう町に立派な図書館がありますので、そういう部分とタイアップしながら町の子供たちの読書意欲をさらに高めていただきたいと思いますけれども、再度答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 図書館との連携ということで、荒浜小学校のときから荒浜小学校の校長先生のほうから再校に向けて職員が足りないので何とか図書館のほうで学校図書館の整備のほうを手伝ってもらえませんかということで、職員を2人で1週間、その後に1人で2週間、2週間ということで交代で荒浜小学校現場のほうに本の配置、書架の配置、そういうものを学校の先生方と協議しながら今現在の図書室を完成させたものでございます。今後も長瀬小学校、それから荒浜中学校、再校するというので、まず躯体が3月いっぱいでき上がるということでございますので、その後、学校の先生のほうから要請があれば図書館のほうからまた職員を派遣してレイアウトとかそういうものはもう決まっているのでしょうから、そういったものの中でもどういう本を中心に置いていったらいいのか、学校側としてどういう本を希望するのかとか、内容について再度検討しながら現物あるものもありますし、それからこれから購入するもの、それから寄附金等で図書を購入するものということで3段階に分けて、多分納品になると思います。そうでないと一挙に入っても全部整理し切れませんのでその辺は人数の中で対応させていただきたいということで、図書館長のほうもその旨で職員を派遣したいというふうにお話ししておりますので、今後ともそういった面での協力で運営してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、2問目に入ります。臨時給付金の対応について質問いたします。

4月から消費税率引き上げに伴う負担軽減策として支給される低所得者に対応した臨時福祉給付金や、子育て世帯向けの臨時特例給付金が示されています。本町では対象世帯に対しての周知はどのような方法で行うのか。また、給付の時期はいつになるのかご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 臨時福祉給付金につきましては、今お話のとおり平成26年1月1日の基準日において住民基本台帳に登録されている方で、かつ平成26年度分の町民税、これについては均等割が課税されていない方などが対象となっており、給付の金額は1万円で、高齢基礎年金受給者や児童扶養手当の受給者などについては5,000円の加算措置があります。また、子育て世帯臨時特例給付金につきましても、これもまた平成26年1月1日が基準日で、平成26年4月分の児童手当の受給者であって平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が給付対象となり、給付額は児童手当の対象となる児童1人につき1万円となっております。

周知については平成26年度分の町民税が課税されていない方は給付の対象となる可能性が高いことから、基準日に住民登録されている全世帯に対しまして制度内容のチラシと申請書を郵送して案内するとともに、町の広報誌、さらにはホームページにおいて掲載を行い、これについては効率的、効果的な周知を図ってまいりたいと考えております。また、子育て世帯臨時特例給付金も児童手当の受給者に対し同様に周知を図っていくことを予定しておりますが、対象者の特性を踏まえ児童手当受給者への現況届の案内時に広報チラシや申請書等を同封するなど、的確に注意喚起を行い申請につなげてまいりたいと考えております。

これらの申請受け付け、給付時期につきましては平成26年度分の町民税に係る所得情報などの提供を受け、給付できる体制が整い次第、予定としては現在のところ7月から受け付けを開始し、順次給付を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今町長からご説明いただきましたけれども、7月ごろから受け付けをするということなんですけれども、受け付け開始日から国のほうでは何か開始から大体3カ月から6カ月の間を範囲とすると申請の受け付けをということになっておりますけれども、町ではまだそこら辺まで具体的に決まっていないのでしょうか。

きのうはシステムの開発業務委託料として760万円可決して、いよいよ少しずつ準備をしているのかと思いますけれども、こういう手続上の日程等は、例えば7月から受け付けて何月までとかというようなそういう具体的な部分はまだ決まっていな
いということでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては7月から9月までの3カ月間を予定、給付の通知で
すね、受け付け、それらを考えております。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） これは給付の受け付けは申請をしないと1万円、1万5,000円とい
うのは来ないということになりますけれども、この申請の手続というのは郵送と一
緒に申請書も入ってそれにどのような感じになるんですか。この対象は互理町では
また何人ぐらいが対象になるのか、そこら辺もご答弁いただければと思いますけれ
ども。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 申請の関係での通知、チラシ含めて通知につきましては、制度の
内容の周知、それから申請書。これは一応世帯ごとにかけるような形で今のところ
考えております。要するに、家族の中で該当する方が複数名いけば連名で書いてい
ただいて、出してもらう、1枚の紙で。そういうふうを考えておりますし、あわせ
て申請の仕方につきましては、窓口だけではなく郵送でもできるようにということ
で、一応返信用の封筒、料金後納の承認払い、郵便局のほうから承認をもらって後
で支払いは町のほうで対応することになるんですが、そういうふうな受け付けも可
能になるように考えております。できるだけ申請しやすい状況をつくっていく。通
知につきましては、全世帯に通知をいたします。1月1日時点の住民基本台帳に登
録されている方々ということで、その後、税の確定に伴って該当しない方もいらっ
しゃるようになるわけなんです、そこまで情報を踏まえて撤去することは守秘義
務の関係で、税法上の関係でできませんので、それは国のほうからもだめですとい
うふうに通知が来ていますので、全世帯に対して通知を行います。内容的には先ほ
ど申し上げましたとおりでございます。

それで、7月から受け付けを進めまして9月まで、基本的には3カ月で先ほど町
長答弁しましたけれども、6カ月まで何か事情があればということで地域の人口の

規模とかそういう条件によっては6カ月までとありますけれども、うちのほうは規模的にも3カ月の期間では十分処理できるのかなということで3カ月ということで考えております。

対象の人数ですけれども、一応臨時福祉給付金については1万4,000人ぐらいいるのかなということで、予算的には組んでございます。それから児童手当の関係の子供世帯の臨時特例給付金につきましては3,800人ほどと一応今のところ見込んでおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 臨時の場合は1万4,000人ということで、本当に大分亘理町の人口の何%ですか。3分の1ぐらいの規模になると思います。3人に1人が該当するという事なんですけれども、なかなかこの申請、手続をするのに難しい方もいらっしゃるのかと思いますけれども、この点、そこが一番高齢になられてなかなか封筒を開けない方とか、あと病院にいらっしゃる方とか、あと施設にいらっしゃる方とか高齢の方を言いますとそういう方もいらっしゃることは間違いないと思いますけれども、その方たちの対応はどのようにされるのでしょうか。この3カ月という機関の中で大分難しいと思うんですけれども、あとまたもう1つ町の窓口、多分ざっと混み合ったり聞くのに電話が殺到したりなんかすることも考えられますけれども、町ではそういうことは今どのように体制づくりをしようと考えているのか。あわせてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 高齢者の関係、わかりやすいような内容で記載例等も含めて周知チラシのほうをつくっていきたいとは思っています。あと、施設入っている方等につきましては事業所のほうの協力なども呼びかけるような配慮をしていきたいと思っております。

それから体制的に受け付けの体制、問い合わせの体制でございますが、窓口的には福祉課が担当になりますので、福祉課のほうの電話番号とか入れて問い合わせ先の示しをさせていただきたいと思っております。課内の中でも職員のほうに内容等、担当の班だけではなく福祉課内の全職員が理解できるようにも事前に周知しまして、対応をしたいと思っております。それから窓口的には現在、ご存知のようにプレハブの中で福祉課の窓口も狭い状況でありますので、一応プレハブをリースいたしまして、そ

の中で窓口的な対応はさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 7月から9月までまず3カ月という目標のもとでやっていくということですので、本当に職員の方は大変忙しいと思いますけれども、一番顔の見える仕事になるのかと思います。電話にしても問い合わせにしても封書にしてみてもちょっと若干足りなかったり何かすることがあるかもしれませんけれども、町民の方をちょっと大変な方もいっぱいいらっしゃるという部分で対応させていただきたいと思います。

あともう1つお聞きしたいのが、児童手当のほうの絡みですけれども、1月1日時点で児童手当の対象になってはいますが、例えば中学校3年生です。現状時点、例えば7月、9月になれば児童手当ではなくなりますけれども、その方たちもこの1万円の対象になるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 1月1日現在で亙理町にお住いで1月分の児童手当を受給している方が対象の前提条件になります。ですから、該当するということになると思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今の段階ですと皆さんに周知する広報はいつごろになるのでしょうか。ほかの市町村だと例えばDV関係の方は2月28日まで自分のいる町市ではなく今住んでいるところに届け出をするようにというようなそういうのが載っていたと思いますけれども、そういうことも考えればもうそろそろ周知をしなければならぬのかと思うんですけれども、町の広報はいつごろこのことについて皆さんに周知する予定なのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） DV関係につきましては、町民生活課のほうの住基のほうの中に表示の項目でいろいろ出てきますので、その中から今リストアップをさせていただいている状況でございます。それを踏まえて、その方々等についても周知をしていきたいと思います。ちょっと時期的に今月中には検討させていただきますが、児童手当の中の発送とあわせていろいろ考えておりましたので、今のところ早急に対応

はちょっとできない状況でございます。できるだけ早くそのDV関係、なかなかちょっと情動的にも秘密的なこともありますので、関係課と連携をとりながら進めていきたいと思っております。

町の広報につきましては、一応5月ごろあたりに事前の広報なりを行って、6月中には発送とあわせて再度また周知をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 広報、町の広報、しっかり皆さんに読んでいただくと思うんですけれども、いろいろな方法で皆さんに周知をしていかなければならないと思っております。ホームページを開く方は大体広報を読まれると思っておりますけれども、何よりも回覧板とかあと全国的に取り組みですので多分皆さんは周知はされると思っておりますけれども、ぜひいろいろな角度からこの周知徹底が図られますようにやっていただきたいと思っておりますけれども、町では今広報、それから回覧板、そのほかにホームページ、そのほかに何か考えていることあるのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 回覧板については今のところ考えてございません。というのは、各世帯に全部チラシと申請書等も送ります。記載の仕方もあろうかと思っておりますが、例えば重要とかということでは必ずお読みくださいといった表示で進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 大変なお仕事だと思いますけれども、どうぞ町民の皆さんの思い、こういうときにきちっとサービスしているとしっかりと今後の町の行政にも協力してくださる体制になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいということをお願いを終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は2時30分とします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に9番、鈴木邦昭議員。登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。通告に従いまして、きょうは2項目質問させていただきます。

まず1項目目、消防団の処遇改善について。そして、2項目目は仮設暮らしの子供のストレス及び学校におけるいじめ対策について、以上2項目、質問させていただきます。

まず初めに1項目、消防団の処遇の改善について3点質問いたします。

1点目、3・11東日本大震災においては消防団の方々には広域的な災害時の地域の守りとしてその存在と役割が再認識されました。しかし、そのような期待とは逆に団員数が毎年減り続け、そして高齢化しているということから、特に消防団員の減少に歯どめをかけるというために昨年12月臨時国会で消防団を中核として地域防災力の充実強化に関する法律、こういう法律が成立したわけでございます。これにより、消防団の待遇改善で特に階級や在籍年数に応じて設けられている退職報奨金、それから全階級退職報奨金は全階級に一律5万円を上乗せするとこういう法律ができました。

消防団の装備基準、こういった改正、それから情報通信機器と対象となる活動用資機材の装備基準に基づき平成26年度の地方交付税措置を大幅に増加するとこういう予定ですということになりました。現在、本町の消防団員は年々減少していると聞いておりますが、これを機に消防団員の増員について本町としてどのように取り組んでいくのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。本町の消防団員につきましては、ただいまお話しのとおり東日本大震災の影響等もあり年々減少傾向にあります。先日開催いたしました亘理町消防団本部幹部会の中でも分団再編について議論がなされたところであり、消防団長からは新入団員の加入促進について各分団で地域内でのお声がけを積極的に行ってもらおうようお願いしているところであり、他市町村の事例を聞いてもお声がけによる団員がほとんどであると聞いておりますので、ぜひ議員各位におかれましてもお知り合いの方々にお声がけをいただきますよう、ぜひお願いしたいと思っております。

また、町といたしましても現在各地区で開催している定例の区長会に出向き、さ

らには消防団員の募集についての説明とお願いをしておりますが、新年度に向けて増員を図るため、皆さんもご案内かと思っておりますけれども、入団募集チラシを作成いたしまして3月の広報にあわせて町内全戸に回覧をお願いし、加入促進を図っておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 今入団募集チラシを全戸に配布したということで、私の家にも入っております。この件について、一言ちょっとお話ししたいと思っておりますが、このチラシの件でございますけれども、私この主な待遇はというところに年間報酬数万円程度、それから出動手当数千円程度、これ要らないのではないかと思います。何かこれ見ると程度という、何だこんな程度かというふうな形になるのではないかと、きょうちょっと今町長のほうから作成して配布しているということを知りましたので、ちょっとこれも言うておいたほうがいいのかと思いましたが、総務課長、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず、団員につきましては報酬は出ておりますけれども、ほとんどの方が報酬によって団員に加入されているということではないものですから、本当にお気持ち程度出させていたいただいている。そういうことから記載をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 報酬の件ですけれども、これは消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例とこれは本町のほうで出しておいて、それに定めて支給されていきますのでそれはそれでいいと思います。2月16日付の河北新報でも載ってございましたけれども、国は消防団員に一定額の手当を支給する前提で地方交付税を配分するところという記事がありました。この処遇改善について法律で示されたわけでございますけれども、ちょっと1点また確認したかったんですが、本町の条例も改正しなければならないのではないかと、これによってと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 国のほうで示しております地方交付税の手当ということでございますけれども、これについては交付税というのは基準財政需用額、その市町村の1年

間にかかる経費の需用額、そして基準財政収入額というのは町税を初めいろいろ収入があるわけでございます。それを差し引いた額が地方交付税ということで交付されますので、必ずしも基準財政需用額の費用単位に金額は入りますけれども、需用額対収入額差し引いた額ということで、消防初め学校とか福祉とか全体、道路の延長とかそういう項目が全体的にあるわけございまして、必ずしもその基準需用額に入った額そのものが上積みされて来るということではございません。そういうことをまずもって地方交付税の制度そのものについてご理解をいただきたいと思っておるところでございます。

そういうことから、今後とも改善すべきものは改善しなければならないと思っております。現在、定数条例そのものについては530名の定数団員になっておりますけれども、平成22年4月、震災前の数字で見ますと495名でございますけれども、現在26年2月現在、ことしの2月現在では454名ということで、定数から申し上げますと76名の減になっておるということで、団員の増員については消防団員はもちろんのころ、町民に対しましてもこの震災を踏まえましてこの活動、その内容についてぜひ消防団員加入促進についてお願いをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 一応今全体的な金額だということで、どれにどれだけ入っているのかわからないということかと思っておいたわけです。これは法律が昨年12月、公布施行されたわけでありますから、26年4月1日よりということが法律で決まったわけでありますから、一層の充実強化を図る必要があるかこのように思うわけでございます。

昨年4月1日時点で年額無報酬のところもあるんだそうです。そういう無報酬のところ、要するにゼロ円のところ、これは29自治体あったということで、総務省では本年4月1日時点の報酬額を調査するそうです。そして、無報酬状態が続く市町村、これは5月上旬ごろにでも公表するとういうことを言っているそうでございます。また、団員数が前年よりも1割増とふえた場合、そういった場合はふやした市町村に対しては総務大臣が表彰をするとそういう制度を創設するということ聞いております。ぜひ、本町も表彰されるように今回のこの法律を機に消防団員がどうすれば増員できるか考えていただければとこのように思うわけでございます。

2点目に入ります。消防団の新たな装備基準も改正されました。それにより、装備が充実される予定であります。本町において、消防団の装備の拡充の取り組みについてどのように取り組んでいるのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことによりまして、消防団の装備の基準についても改正がなされました。そのまずもって第1点目は安全確保のための装備、第2点目が双方向の情報伝達が可能な装備、第3が救助活動用資機材の3区分ごとに装備品等について示されましたが、本町では消防団からの要望をお聞きしながら、必要な装備については順次配備を進めていきたいと思っており、今回示された装備基準の中にある救助活動用資機材を搭載した消防ポンプ自動車や、トランシーバー等についても改正前からいち早く配備をしている現状でございます。また、今回示されました消防団の装備の基準となる装備品を全てしても救助活動用資機材として示されている油圧切断機や可搬ウインチなど配備はしたものの、それを使いこなすための講習会の受講義務など消防団員にさらなる負担をかけてしまうということも考えられます。かえってそういうことから消防団員の減少につながることはないか、懸念もされておると言うことでございます。

そのようなことから、あくまでも基準は基準といたしまして、今後とも消防団員の皆様とご相談をしながら本当に必要な装備品について配備を考えてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 今町長がお話ししました消防団の新たな装備基準、これも私も総務省消防庁で出したのを持っているわけでございますけれども、まずトランシーバーに関しては以前から配備しているということで、今まで配備していた1方向だけのトランシーバーを配備していたという、要するに指揮官からだけの声が入るけれども、こちらのほうからの、危険区域からのほうの、行っている消防団員のほうからの声が入らない、指揮官に届かない。こういった中で今回の東日本大震災では命を落とした方がいっぱいいたということが私聞いておりました。こちらのほうではなくよその県のほうでなんです、そういう点で私もこの1方向のトランシーバーと聞いたときは悪い言葉で言えば旧軍の特攻隊、これを思い出して聞いておったわけ

でございます。特攻隊は片道切符なものでありますから、これも同じようなことではないかと思っただけでございませぬけれども、あとは全ての消防団に対して半長靴、こういったのもそろえて上げているのかどうかわかりませぬけれども、半長靴、これはくぎとか何か出ていけばくぎは踏んでもくぎのほう折れるときがあります。それだけ頑丈なものですから、こういったものはしっかりとそろえていただければと思います。これは消防団の安全を確保する、そして救助活動に役立てるというのが狙いでこういうことをやっているというふう聞いております。

少しでも早くそろえて、消防団の訓練が充実するようにしていただきたいとこのように思います。

3点目に入ります。消防団に装備が充実しても訓練をしなければ宝の持ち腐れとこういうことにならうかと思ひます。先ほど町長は余りいろいろ持つと講習会で負担をかける。確かにそうかもしれませぬ。そこはまた本町のほうで担当課のほうでうまくやってはいただけるかと思ひますけれども、団員が訓練に参加できるというこの環境づくり、整備しなければならぬと私は思ひます。消防団の教育訓練の改善について、ではどのように取り組んでいくのか。これを伺ひます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今回の法律第16条に定められておるとおり、消防団員の教育訓練の改善及び標準化等の内容については、簡素に言ひますと消防学校においては消防団員に対する基準に基づく教育訓練を実施すること、そして市町村においては団員が訓練に参加できる環境づくりを整備することなどでございます。そういう中で、消防学校の教育訓練の基準につきましては、消防団幹部の教育を充実させ消防団員の能率向上を図る目的で検討を行うとしており、今年度内に改正される予定となっております。そういう中で、本町消防団においては従前から毎年幹部教育訓練として宮城県消防学校への入校し、さらには初級幹部訓練、さらには中級幹部訓練の受講を行っております。また、年間を通し春の消防演習を初め初任消防団員研修、さらには水防訓練、小型ポンプ操法訓練、そして機械担当員講習会などを実施しており、今後も引き続き団員に対する教育訓練を実施してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今上級幹部訓練とか中級幹部訓練、これは非常にいいです。よろしいかと思ひます。消防団員のさらなる能力向上を図るためには今言われたような幹

部訓練、要するにリーダーの育成、こういった新しい装備に、そしてまた新しい装備に基づいた訓練も必要になるかこのように思います。消防団については本町の防災力強化としてとにかく大災害に備えるため、団員の加入が喫緊の課題ではないかこのように思っております。

次に2項目目に入ります。仮設暮らしの児童生徒のストレス対策及び学校内いじめ対策について伺います。

まず初めに、仮設暮らしの児童生徒のストレス対策について伺います。昨年6月、東北大学が実施いたしました東日本大震災による仮設住宅暮らしがアンケート調査で児童生徒にストレスを与え、心の支援が必要な児童生徒の割合が高いということが本年1月発表されました。本町の仮設住宅に居住している児童生徒に対して、どのような対策を講じているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育委員会関連でございますので、教育長のほうに答弁させます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員にお答えいたします。震災に伴う心のケアにつきましては、仮設住宅に居住している児童生徒を特に対象にしたものではございませんで、本町としましては町内全ての学校の児童生徒を対象にスクールカウンセリングを行っております。特に、津波被害のあった荒浜小学校と長瀬小学校には宮城県教育委員会に依頼しまして3・11直後から今日までスクールカウンセラー1名ずつを配置していただいております。中学校にはもう既に震災前から各学校に1名ずつスクールカウンセラー配置されておりますので、荒小、長小以外の小学校につきましては中学校に配置されているスクールカウンセラーがそれぞれの学校に赴きまして子供あるいは保護者あるいは教職員に対するカウンセリングを行っていただいているということでございます。

それで、平成25年度内の今年度の震災に係るカウンセリングの件数を申し上げますと、児童では12件、生徒では10件、保護者では6件、先生方では15件となっております。そのうち、若干心配されるという子供、小学生、それから中学生なんですけれども、荒浜小学校で2名、荒浜中学校と逢隈中学校で1名ずつとなっております。震災後のカウンセリングの件数は年々若干ずつではありますけれども減少しつつございます。しかし、3・11東日本大震災、3年目を迎えます。阪神淡路大震災の3

年後に心身の変調を訴える児童生徒が増加したという事実がございます。これについて県教委初め本町の教育委員会といたしましてもそういうことが予想されるということもありますので、今後につきましても引き続き継続的にカウンセリングを行ってまいりたい。そういうことですから、今後も県の教育委員会に対してスクールカウンセラーの、特に津波被災小学校への配置、そしてまた在校時間、例えば午前中4時間とかというとなかなか放課後には帰っていってしまうこともあったものですから、午後も3時、4時ごろまでいてもらって延長してもらおう。こういうこともお願いして今年度途中からやっております。来年度もそういうふうなことで対応して、心のケアに万全を期していきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今お話聞きますと先生方も大変な思いされているというようなことをお聞きしました。調査は昨年6月、宮城県南部の小中、それから支援学校、こういったところの児童生徒1万2,742人に、要するに保護者を対象に郵送で送ったそうです。そのうち32%の4,074人から回答を得たということで、クラスの仲間とうまく打ち解けられないとか感情が制御できない、このカウンセリングなどの支援が必要だという児童生徒、全体の14.9%、506人いたということでございました。亘理も今聞いてやはり亘理町も子供たちは大変な思いをしているんだということをつくづく思ったわけでございます。

ちょっと1つだけ確認しますけれども、仮設住宅入居者、その児童生徒のアンケート調査についてなんですが、どのような内容なのかということは答弁願えますか。お願いします。内容はわからないですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ちょっとその辺の内容は存じ上げておりませんので。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 済みません。それでは、この仮設住宅の入居者の子供だけではなく、先ほども言ったように大人もストレスがたまっているということを私も聞いております。大人の方々はそれぞれ酒を飲んでストレスを発散するとか、それからパチンコ屋に行ってストレスを発散するという方もいるそうです。よその県のほうでは酒飲み過ぎて、ストレスで酒飲み過ぎてアル中になったという方もいるそうです。こ

ういう形で、大人の方々も大変な思いをしているんだとこのように思いました。まさか子供に酒を飲みなさいなどということは勧められないので、そういうことはできないので、子供たちはどのようにしたらストレス発散できるか。こういうことを考えていただければと思うわけでございます。

次に入ります。本町小中学校のいじめ対策について質問いたします。本年1月、山形県天童市で中学1年の女子生徒が山形新幹線にはねられ尊い命が失われました。その後、女子生徒の自宅からいじめに遭っていたこういう記されたノートが発見されたわけであります。山形県警は自殺と断定した。そして、これは私は平成24年9月の一般質問においていじめ対策について質問いたしましたけれども、再度、本町各小中学校のいじめ対策について5点質問しますが、少しダブるところがあるかもしれませんけれども、明確な答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目、本町各小中学校で何らかの理由で本年1月末現在長期欠席または不登校、要するに不登校の児童生徒把握してありましたら各学校ごと人数お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、1月末現在の不登校の児童生徒数。亘理小学校は7名います。そのうち男子が3名、女子が4名。逢隈小学校が5名で、男子が3名、女子が2名。その他の荒浜小学校、吉田小学校、長瀬小学校、高屋小学校はゼロであります。亘理中学校が16名、そのうち男子が12名、女子が4名です。荒浜中学校が3名で、男子1、女子が2。吉田中学校が5名で、男4、女1。逢隈中学校は4名、男子ゼロ、女4とこういうふうな状況になっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 現在はっきりした理由が今聞きました。結構不登校の子がいて思っていて聞いておりましたけれども、これがいじめのための不登校という児童生徒、各学校ごと把握してありましたらお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今不登校の子供数を言いましたけれども、はっきりとしたいじめによる不登校としてではありませんけれども、友人関係をめぐる問題が原因で不登校になったという数はございます。小学校はいないんですが、亘理中学校で8名、荒浜中学校で1名、逢隈中学校で2名となっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） これで見るとまだいじめいらっしやると思います。今回、なぜ私は一昨年と同じような質問をしたかといいますと、ことしの初めごろでございますけれども、本町のある学校に通っている生徒の保護者の友人にいろいろ話しているんだそうです。その友人が私のところに来ていじめに遭って現在休んでいるんですということを聞きました。それで私も今回ちょうど一般質問に出すところだったものですから、ぜひその保護者の方と会ってお話したいということを行いましたけれども、保護者の方は遠慮されましたので私もこの件については余り深く入ってはいけないと思ひまして、それで終わったわけでございますけれども、大きくなならないうちに本当に児童生徒を早く立ち直っていただきたいとこのように思った次第でございます。

3点目に入ります。いじめによる不登校の児童生徒、またその保護者への支援や助言を適切に行っているのか、伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 支援、助言です。この質問につきましては平成24年9月の定例会のときに鈴木議員からの一般質問でお答えしたとおりであります。いじめがあった場合、迅速にしかも詳細な情報収集を行い、正確な事実関係を把握する。これが一番の基本になります。そのいじめの内容によりまして被害者及び加害者に適切な指導と必要に応じてカウンセリング等を行っているわけでございます。いじめがあった場合、そういうふうな事案があった場合は当然双方の保護者にも連絡をします。必要に応じては加害者及び加害者の保護者から被害者に対して謝罪をさせる、こういうふうなのが各学校でとっている対応でございます。

さらに、それ以後にも継続的に十分注意を払って折に触れて必要な指導も行って、再度いじめが再発しないように各学校で徹底を図っている。いじめに対する学校、特に校長をトップとする学校側の意識なんです。その意識がしっかりしている学校ではすぐ対応、迅速に対応できますけれども、やや薄いと思うと、こんなことを言っただ変失礼なんですけれども、天童一中的ような事案が生じるというふうに思っていますので、ことあるごとにいじめ防止については校長会で先生方の意識が大事なんだ、それと共通認識を持つ、そして組織で動けという話をしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今意識の薄い学校、それから高い学校、本町の学校はみんな高い学校だと私はこのように理解しております。いじめられた児童生徒ばかりではなく、保護者もつらい思いをしている。2011年の滋賀県大津市でいじめを受けた市立中2年の男子生徒、自殺した問題ございました。私はこれがあつたためにあのときはいじめ問題を出したわけでございますけれども、いじめたとされる少年、3人に対する審判が本年1月大津家庭裁判所で行われたそうです。このいじめられた生徒の父親は遺影の中で笑うだけの息子を見るたび無念の気持ちでいっぱいになると目頭を熱くして話された。そしてまた主犯となつたいじめた側の保護者、父親、今回の処遇に対して私であれば何とかここで終わってもらいたいという気持ちがありますけれども、この保護者の方は少年たちの将来のためにも少年院で更生教育を施すべきだと涙を流しながら話したということなんです。本当に私だったら言えるのかとこういうふうに思ってニュース記事等を見ておつたわけでございますけれども、そうなる前に教育委員会、そしてまた先生方、本当に先生方も大変だと思います。しかし、一体となつて丁寧に寄り添つて、そして相談に乗つてあげる、これが大事ではないかと私は思います。

先ほど天童市のいじめによる自殺の件、話しましたけれども、本年の1月鹿児島県市立中2年の女子生徒、集合住宅4階から転落した。そして頭や腰の骨を折る大けがをしたというニュース、これは皆さんも見てわかつていたかと思ひますけれども、この生徒はもう限界という本人の字が書かれたノートが見つかつたということでありました。この生徒は昨年11月ごろ担任の先生にクラスメイトから嫌がらせを受けているとこういふ相談をしていたそうです。学校ではアンケートを調査した。いじめあつたのかどうか把握して本人にも確認をとるといふ対応をしていたそうですけれども、私はこれを聞いたときに後手後手だと思つたわけです。

それで、先日の2月14日の河北新報にも載つていました、社説に。どうしていじめ対策、どうして後手に回るのか、こういふのが載つておりました。これも言ひますとまた時間的に長くなりますので、こういふことで後手後手にならないように、そしてこのとき校長先生もアンケートを参考に聞き取り調査をして検証していくとこのように話したそうでございますけれども、そこでこのアンケート調査について4点目、質問させていただきます。

一昨年の9月の一般質問でアンケート調査、今教育長がお話ししましたけれども、答弁では町内全て小学校3年生以上でしたでしょうか、調査しているということでしたけれども、再度確認いたします。アンケート調査は先ほども答弁でありましたけれども、もう一度ダブりますけれども申しわけありませんけれども、アンケート調査は現在も実施しているのか。調査しているのであれば頻度は。そして記名か無記名か、大体無記名だと思います。記名であれば皆さん出さないと思いますので、一応記名か無記名か。そして、アンケート調査の内容、PTA会長とか役員、保護者、こういった方々に公表しているのかどうか伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） アンケートの調査でございますけれども、これは県教委の指導もございましたけれども、昨年の9月から小学校3年生以上の全児童、全生徒を対象に毎月実施しております。これは必ずやってほしいということで、これは私のほうから校長会等でお話ししております。さらに、中学校では学期に、1学期、2学期、3学期末にも実施しておきまして、いじめの早期発見早期対応に役立てている。もし、そのアンケートに何かあればいじめが疑わしいとなればすぐ対応する。そういうふうな初期対応が非常に大事だということをお話ししておりますので、アンケートをもとに対応していただいている。アンケートはほとんどの学校は記名です。無記名ではございません。無記名だとなかなか誰がどうなのかちょっとわからないので、ほとんどの学校が、10校のうち8校は記名でやっております。

これは県教委からも記名でやってもいいというふうなことを言われていますので、それに従ってやっているわけですが、その中で実際にいじめの内容がはっきりした、事実が確認された。そのことについて学校側はこういうふうな対応をした。保護者に対して被害者、加害者の児童生徒、あるいは保護者に対してこういうふうな対応をしたということについてはPTAの役員、あるいは保護者等にも報告するというふうな手立てをとっているということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 今無記名ではなく記名でやっているということでありましたけれども、記名だとどうなのでしょう。児童生徒、はっきりしたことを書くのでしょうか。私はこれは大人の考えとまた子供たちの考えというのは違うかもしれませんけれども、私であれば出さないだろうとこういうふうなふうに思ったわけで、今聞いてお

りました。これは本当に先生方も大変だと思います。このアンケートを参考にしながら聞き取り調査を、後手後手にならないようにしっかり検証していただきたいとこのように思います。

最後、5点目に入ります。教育長初め教育委員の方々、小まめに学校現場、教育現場に足を運んで、そして授業も参観する。そしてまた机上の議論をしない。ことわざにも机上の空論ということわざがございますけれども、これは机の上で考えただけの実際には役に立たない意見とこういうふうに乗ってございましたけれども、この教育現場では全て報告して相談できるよう、教職員、校長、教育委員等の連携を密にしていじめ対策に努めるということについていかがでしょうか、伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 教育委員、私も含めて5名いるわけでございますが、町内の教育委員の学校視察、原則年1回行っております。その席で校長初め教頭、あるいは教務主任、学校側等の意見、あるいは施設の設備の視察等をやりながら意見、あるいは情報交換等をとっておる。さらに、今年度から指導主事の学校訪問というのがあるんですが、先生方を指導する先生が訪問するんですが、各学校、年1回あります。そこに2名ずつ今年から行ってもらうことになりました。つまり、10校あるわけですので2名ずつ、都合が悪い場合はちょっと無理なんですけれども、一応輪番制をとりまして平均するとこの学校指導主事訪問、五、六回、教育委員に行っていたら先生方の授業、それから子供たちの学習の様子を見てもらっている。

そのほかにも教育委員の方々は学校の学校行事に招待されますので、ほとんど100%出席していただいております。そのほかにも各学校でフリー参観等がございますので、フリー参観などにも参加している教育委員さんもいらっしゃいますので、言うならば学校訪問、恐らく年10回以上は行っているだろうというふうになります。その内容等について、視察をしていただいた後、教育委員会の会議においてどここの学校はここがちょっと壊れているから修繕してくださいとか、そういうふうな意見も出されますし、いじめ問題についてはこうやったらいいのではないかというふうな建設的な意見もいただいて、参考にさせていただいているというふうに思っております。

学校側も昔は敷居が高いというふうに言われましたけれども、今はそういうふうなことはございません。いつでも開かれた学校ということで、校長以下そういう意

識にかわっておりますので、議員さん方もぜひ学校のほうに行って視察していただければ大変ありがたいと思っております。なお、今後も学校と地域の連携を密にしながらいじめを初めさまざまな問題等に対しまして対処してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほど私1つ飛ばしてしまいましたけれども、アンケートの調査内容をPTA会長、役員、保護者の方などには公表はされているんですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 重大事案というか、プライバシーにかかわるものですから、PTAの役員とか該当の保護者には当然言いますけれども、一般の保護者には公開はしていない。ただし、重大事案があった場合はそのことではないと思います。そういうふうな自殺の事案とかそういうふうなことがあればまた別だと思えますけれども、軽微なものに対してはそういうふうに対応している。こういうことでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 建設的な意見をいただいているとそういうことでございました。机上の議論はしていない、こういうことだと私は思っております。とにかく、いじめについては本当に先生方もどこまでいじめでどこまでがいじめではないのか、これはわからないかなというところもあると思います。本当にいじているというのは見ればわかると思えますけれども、しかし、一昨年9月、私質問したときにすれ違いざまに「キモい」といういじめがあったということを知りました。こういうのは先生方もわからないと思います。しかし、些細な細かいことをしっかり見て聞いて、それでしっかりと児童生徒に注意していったらいいのかとこのように思います。とにかく、事が大きくならないうちに解決できればいいのかとこのように思います。

今までのニュース等を見てわかると思えますけれども、ある県の教育委員会の方々や学校側では当初の会見ではそのようないじめはありませんでしたとすごい頑固に言っておりました。ところが、日がたつうちに実情がわかってきて初めて申しわけありませんでしたというあれを見ていると本当に腹立たしいというか私は人間性を疑うというふうに思っておりました。このアンケート調査、そして相談に乗ってあげる、これは本当に大事なことでこのように思います。ぜひ、このいじ

め問題については大きくなならないうちに解決できるように、そして児童生徒全員が明るく楽しい学校生活を送って、そして勉学に励めるように亙理町の小中学校にしていっていただきたいとこのように思います。以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、3番。熊田芳子議員、登壇。

〔3番 熊田芳子君 登壇〕

3番（熊田芳子君） 3番、熊田芳子でございます。私は子育て支援の充実と災害時における人工透析患者の受け入れ先医療機関、この2点について質問いたします。

1点目に、子育て支援の充実についてお伺いいたします。

（1）番、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が民主、自民、公明3党合意で可決されましたけれども、次に来年度からとありますが、これは来年、平成27年4月からということですので訂正お願いしたいと思います。本格施行となることに対しまして、亙理町として具体的なスケジュールをどのように策定しているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。平成27年4月の子ども・子育て支援法本格実施に向け、本町においては昨年11月に子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を全ての未就学児と小学校1年から3年生及び5年生児童の保護者を対象に行い、現在分析を行っておるところでございます。また、今般同法の定めによる亙理町子ども・子育て支援審議会条例を昨日提案いたしまして、原案承認、ありがとうございました。

そういうことから、来年度早々から、来年度ということは4月から、ことしの4月から亙理町子ども・子育て支援実施計画の審議を行い、議会にご報告を申し上げた上で27年3月までに計画を策定する予定としております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） ただいま町長がニーズ調査をしているということでございますが、私も調べましたところ、昨年の11月8日に第1回宮城県子ども・子育て会議がございまして、亙理町から代表として福祉課の阿部課長が出席されておられます。そのときの課長の答弁は、ニーズ調査を10月下旬から各対象の保護者の方をお願いして回収作業を行っているというふうに発言されております。あれから4カ月以上

たっておりますけれども、その回収された分析、あるいは調査、それはどのようなところまで何%ぐらい進んでおるかお答え願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、お答えします。現在集計中も含めて業者のほうに委託してございまして、分析を行っております。それを踏まえて3月中に子ども未来ネットワークの関係で親育ち子育て部会のほうに一応内容のまとまったものを、その集計の結果になりますけれども、示す予定にしていまして、ちょっとまだ私のほうの手元までには届いていない状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） これは来年の3月までに内閣総理大臣宛てに亶理町の事業計画を提出しなければならないということがございますけれども、そういう進捗状態が若干おこなっているような気がいたしますけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 計画的にはどこの町村も実施状況等を含めて大変厳しい状況にあると思っております。来年の3月までには計画策定し、27年から進めていくようになるわけでございますけれども、その前段として利用の確保の問題とか方策をちゃんと決めて事前に、3月前に県のほうにも報告する必要があります。県のほうにおいても計画を立てるようになりますので、その辺で市町村は大変厳しいという状況で、会議の中でもお話をさせてもらったところでありまして、今後鋭意努力しまして計画を策定していきたいというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 先ほど議会のほうで77条の亶理町の子ども・子育て支援の審議会の条例が可決されましたけれども、このときに11月8日のこの阿部課長の発言の中で亶理町は合議機関というものが設置してありまして、子ども未来ネットワーク協議会や児童福祉施設の運営審議会もございましてそれらのことも鑑みて鋭意努力をしたいと思っておりますというふうに答弁されております。この亶理町子ども未来ネットワーク協議会と児童福祉施設運営審議会委員というの、この平均年齢が60歳以上になっておりまして、こういうふうな状態というか今育児に非常に悩んでいるお母さん、あるいは障害を持って非常に毎日苦しい思いをしている若いお母さんたちもお

られますので、そういう方々の若い人の意見を取り入れまして、この子育て支援のすばらしい関連3法によって消費税の7,000億円を全部子供のために使ってもいいという法案がなされたので、これを無限大に亘理町としても計画を立てて条例を立てながら進んでまいりたいと思いますけれども、まず条例の制定をこれから議会のほうに上がってくると私は思っておりますが、この放課後児童健全育成の事業の基準が亘理町では1年生から3年生までとなっておりますが、この子ども・子育て支援の中では1年生から6年生までという拡大のされるということが明記されてありますし、また保護者が例えば交通事故とか疾病があるお母さんの子供さんを預かるとか、そういうふうに介護などもしているお母さんが筋萎縮症になって介護しなければならない状態になったときのそういうお子さんも児童クラブのほうで見るというこの大きな枠組みが発表されておりますが、亘理町ではどのような対応をされるのか質問したいと思います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 基準のほう、鞠子議員からもいろいろと施設の基準、それから運営の関係の人的な基準等お話ありましたけれども、今後できます厚生労働省の省令等も踏まえながら子ども・子育て支援審議会の中で十分意見を交わしていただき、基準をつくっていきたいと思っております。

児童クラブの対象年齢についてはこれまでの1年から3年、基本的に原則はそうなっております。現在亘理町では4年生以上でも施設に余裕があれば受け入れ等も行っております。その辺とあわせまして、ニーズ調査を踏まえながら対応を考えていきたいと事務局では思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） この子ども・子育て3連法の中には病気の子供とか病後、それから例えばはしかにかかってあと何日間休まなければならないとか、そういう病後児の保育事業のほうも入っております。それは亘理町としてどのような対策を今までとってまいりましたか。お尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 病後児の関係につきましては、次世代育成支援行動計画後期計画の中にも盛り込ませていただいております。平成22年度から26年度までの5カ年計画でございますけれども、その中で設置を1カ所したいということで計画を立てて

おったんですが、なかなか医療機関との連携が必要なこと、また看護師や保育士の配置の基準がございますので、その関係での運営費の問題等ありましてなかなかやっていただけの事業所がないのが現状でございます。医師会の会議の中でも一応こういうことは考えていますということで、その基準等も示しながら一応は呼びかけといいますか話などはさせてもらっておりますが、具体的にどこに設置までにはまだ至っていないということと、医療機関のご了解もまだいただけていないというのが現状でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 今医療機関というふうにおっしゃられましたけれども、例えば中央児童センターの1室に看護師を採用いたしまして、そこに病気の子供とかまだ学校にはちょっと行けないような子供、そういう子供を預かる方法というのもございます。そういうところをやっているところも県のほうではございますけれども、そういう医療機関の協力というのは非常に難しいと思っておりますけれども、そういう1室を利用して看護師の対応ということは考えておられませんか。その点、お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 病児、病後児になりますと、お医者さんの関係が必要かと思えます。看護師だけの対応ではちょっと難しい。ちなみに、隣の岩沼市さんのほうでもやっておるんですけれども、そちらについては医療機関がやっている保育所と認可外の保育所だと思っておりますけれども、そういうのと連携しながらやっているのが現状でございます。あと、県の北のほうでもやっているところについては病院等との連携した上で実施しているのが現状かと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 次の質問に入ります。（2）番、これも今年度とありますけれども、26年度でというふうに訂正お願いしたいと思えます。26年度で次世代育成支援対策推進法が終了予定ではございますけれども、亘理町としてどのような効果があったかをお伺いいたします。これは平成15年から町長就任して2年目からこの次世代行動育成支援推進法ができ上がっております。特に町長のほうにお尋ねいたします。子供をこの亘理町の子供、どんな子供に育てたいか。2年目の町長に就任されてからどのように考えたか。そういう点を含めてお尋ねしたいと思えます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって答弁要旨によってお答えいたします。亙理町次世代育成支援行動計画の後期計画は平成22年度から平成26年度までの5カ年間を期間といたしまして、8つの基本目標と29の施策の方向性を定め、事業を推進しておるところでございます。また、計画の進捗状況といたしましては、毎年度亙理町子ども未来ネットワーク協議会に報告をいたし、専門部会であります親育ち子育て支援部会から具体的な意見を頂戴しながら改善実施を行っておるところであり、計画に基づき子育て支援センターの設置運営や認可保育所の増設を初め、児童福祉及び学校教育、さらには家庭教育、母子保健事業など29施策のほとんどは事業を推進、または事業を拡大してまいったところであり、しかし、先ほど話ありましたように、病児、病後児の保育事業については施設整備や運営体制等の課題があり、実施に至っておりませんが、これらについても先ほど福祉課長が医師会との協力体制ということが最も大事ではなかろうかということで、これらの設置について現在状況を見ておるところでございます。

また、平成26年度には平成27年4月に施行される子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定することとしておりますが、次世代育成支援行動計画の評価を踏まえつつ住民ニーズに即した計画を作成したいと考えております。

そういう中で町長2年目からの制度だということで、どういう育て方をするのかということでございますけれども、常日ごろからまちづくりは人づくり、そのためには教育、教育の中には児童生徒はもちろん幼児教育も含まれると思っておるところでございます。しかし、現在のこの亙理町内の人口そのものも減少傾向にあるわけでございますけれども、少子化対策が最も大事だ。それにつけても、この子ども・子育て支援そのものについては十分配慮しなければならないと思っております。しかし、それをカバーする医師会等々の協力なくしてはできないと思っております。子供、児童生徒、先ほど教育長からもお話しのとおり、兄弟の数が少ないということでございます。私などは黙っていても育ったということで、8人兄弟で元気にこのように頑張らせていただいております。そういう元気、根気、勇気のある健康第一な子供に育ててまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 今町長より少子化対策についてのお話ありがとうございましたけれども、平成24年全国の合計特殊出生率、これが女性1人が一生かかって生涯産む子供の数なんですけれども、24年には全国の平均が1.41でございます。宮城県の合計特殊出生率と亶理町の合計特殊出生率をお尋ねしてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ただいま質問にありました特殊出生率、これにつきましては女性の方15歳以上49歳までの女性の方がその間で産むだろうというか産んでいるという状態での調査でございます、ただいま申したとおり全国が1.41、宮城県が1.30でございます、ただ亶理町としてはそこまでの調査ができないということで、申しわけございませんが24年度での出生数で答えさせていただきますと、226人。ちなみに平成23年度は229人ございましたし、25年4月から今年1月までですと166人ということで、ことしは200人に達するかなという状況かと思われまふ。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 安心して子育てと仕事と両立して生きがいのある人生を迎えるということでございます。亶理町の職員の方々、自分の奥さんの出産のときに休みが取れるかどうか。これも次世代育成支援対策推進法ですので、育児休暇、そういうものを亶理町の男性職員の方が気兼ねなくとられているのか、そういう環境なのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず育児休暇で長期のものをとった職員というのは1名だけでございます。ただ、それは1カ月半か2カ月ぐらい、家庭的な事情でその間とった。そのほかは、例えば奥さんの出産のときとか、あるいは出産に伴う退院のときとか、そういったことでの特別休暇につきましてはここ数年ですけれども、8人ぐらいは毎年とっているというふうな状況で、担当課としてはいつでもとれる状況をつくっているというふうに考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） ワークライフバランスといいますけれども、仕事と家庭を両立してそういうふうな生き方というか亶理町のそういう職員の皆さんが気兼ねなく自分の

出産にこういう休みをとって奥さんを励ますとか、そういうふうな体制がとられていることを聞いて非常に安心いたしております。

今から10年ぐらい前でしょうか、亙理町内で起こった事件がありました。お風呂場で子供を殺して自分の手首を切って死のうとしたけれども、お母さんは手首の血の出方がちょっと少なくて死ななかった。そして子供だけ、2人子供おられたんですけれども1人の子供を殺してしまって刑務所に入ったんです。刑務所から品行方正で出てまいりました。そうしますと、また2人目の子供を刑務所から出所したときに2人目の子供も殺して自分も死んでしまったんですけれども、そういう事件がございました。そういう点でこの次世代育成支援行動の中でファミリーサポートセンター、子供たち、子供を抱える育児のお母さんたち、真っ最中のお母さんたちが集まって一堂に会してうちの子供食べるのがちょっと少なくてとかとそういうふうな話し合いの場所が亙理町の場合はちょっとこのファミリーサポートセンターをぜひ立ち上げていただきたいという意見がございまして、今質問させていただいておるわけですが、そのファミリーサポートセンターの設置状況について、どのぐらいの考えを持っているのかお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 子育てのお母さん方が集まっているいろいろお話しするとか、子育て支援についてアドバイス等含めて職員が入っていくという形は、子育て支援事業の中で、例えば中央児童センターでやっています事業なんですけど、自由来館等含めてその中で登録していただいておりますいろいろな関係者とか保護者の方々が集まったりして話したりをしております。

熊田議員さんが質問されましたファミリーサポートセンターは依頼したい会員と提供したい会員、要するにお子さんが保育所に預けているんですけれども、延長保育の時間が7時までになってございます。その関係で、例えば残業があつて今週中旬からずっとなんですけれども、例えば帰りが遅い、9時ぐらいまでかかるといった場合に保育所ではちょっと見られない状況になりますので、そのときにはファミリーサポートセンターのほうに登録を事前にしていただいております、依頼書を出していただいております、この期間受け入れてくれる方々、保護者、一般の方なんですけれども、子育て支援をしてくれる方々、そのサービスを提供してくれる会員とマッチングさせてそういうふうな子育てを支援するところがファミリーサポートセンターでございます。

ますので、今の質問の中で言いますと子育て支援事業の中で中央児童センター等で対応しているということでございます。ファミリーサポートセンターについては、これも計画の中で盛り込んでおったんですけれども、設置についてはおくれております。3月3日から臨時職員を雇いまして今準備作業で、本年の10月あたりまでにその内容的な規約等も含め申請関係、それから登録会員を募りまして事業を10月ごろから展開したいという考えで今のところおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 次の質問に入ります。災害時における人工透析患者の受け入れ医療機関は。このことについてお尋ねいたします。

まず、大災害が起きてライフラインが絶たれた場合、倒壊した建物に挟まれて2時間以上経過した人は必ず人工透析が必要ではありますけれども、本町で被災した方の受け入れ先の医療機関はどのように考えているのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、亶理町防災計画の改正部分についての作業を進めておるところでございますが、その中の医療救護体制の整備という項目を設けております。その中で、災害時医療体制の整備といたしまして、宮城県の地域防災計画で設置を定めておる地域災害拠点病院である仙台赤十字病院との連携を図るとしておりますので、人工透析が必要となった際には被災者の受け入れをお願いすることになります。

また、仙台赤十字病院のほかにも仙台管内及び仙南地域には地域災害拠点病院で人工透析できる病院が5施設ありますし、当町を含めまして仙台管内や仙南地域での人工透析できる病院や医院は37施設ほどございますので、災害の際に基幹災害拠点病院となる国立病院機構仙台医療センターの協力を仰ぎながら受け入れ先を確保してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 今の答弁に対してですけれども、これは普通いつも透析を受けている患者さんで亶理町は70名でしたか、人工透析で1人2週間前に亡くなりましたので69名です。その方の透析の場所ではなく、倒壊した建物の中で今人工透析をすぐにでも必要だという方なんです。亶理町の透析している病院の院長先生にお尋ねいたしましたら、私どもは自分の患者さんだけで精いっぱい、しかも人工透析の建

物の下敷きになった人はこの患者さんから目が離せないんですと言われたんです。ですから、私たちみたいなこういう個人の病院では自分の患者さんを抱えていることだし、できないので宮城病院とかそういったところに働きかけて人工透析をしてもらったかどうかというお返事をいただきましたので、例えば伊豆大島のこの前の災害のときに78歳のおばあさんが土の中に入っていて「おばあさん大丈夫」と言ったら「はい、元気です」と言ったけれども、2時間後になくなってしまったでしょう。そういうふうに必ずこういうふうに血液を圧迫して循環が悪い場合は2時間以上たっている場合は人工透析するというので、これはJR福知山線の事故のときに初めてD-MAT、医師団が初めてそれを発明したとか解明したことでございます。

ですので、倒壊した建物の下敷きになった場合の人工透析のことについてお尋ねしているんです。お願いします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ただいま町長が答弁したことにつきましては、今の倒壊時のことも含めての防災計画でございます。D-MATの件が出ましたが、震災時、その場で透析をできる設備はそういう機材、器具、全て整った形でなければできません。特に、電気が必要となりますので、現場での透析は難しいものと思っております。そういうこともありまして、D-MATが来ましたらその病状に応じて救急車の手配等で病院等の手配が進むものと思っております。

ただ1点、今宮城病院という病院名が出ましたが、透析できる施設は持っておりませんので、その点は訂正させていただければと思っております。町長の答弁にもありましたとおり、町内、仙台管内、あと仙南、37施設、これは市立病院的な災害拠点病院もございますので、その病院については一般の患者より被災者を優先して受け入れるということになっているわけでございますので、当然国立病院機構仙台医療センターが県での基幹病院として災害時のコーディネーターをするということになっているわけでございますので、その方々の指示を仰ぎながら適切な処置をしてまいりたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 30年以内に宮城県沖地震が99%来るということはまだ解消されておられませんので、亘理町の3万4,000人弱になりましたけれども、尊い命を守るため

にもこういった災害時のとっさの対応についてちゃんとした放送、それからガイドラインをつくっていただけたらと思います。その今の健康推進課の課長がこちらの山元町の宮城病院は人工透析していませんというふうに訂正をお願いしますと言われたんですけども、亘理町の人工透析する院長が宮城病院のほうに働きかけて人工透析もやっていただけるようにみんなで地域全体で働きかけたらどうかというふうなことでございまして、私の舌が足りないところで大変ご迷惑をおかけいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって熊田芳子議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告6番までとし、通行7番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会したいと思います。

ご苦労さまでした。

午後 3時45分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 高 野 孝 一

署 名 議 員 熊 田 芳 子